

第2期

# 浦安市子ども・子育て支援 総合計画



令和2年3月  
浦安市



## 「第2期浦安市子ども・子育て支援総合計画」の策定にあたって

本市では、令和2年度からのまちづくりの基本方針となる「総合計画」を策定し、10年後、20年後を見据えたまちづくりに向けて「人が輝き躍動するまち・浦安～すべての市民の幸せのために～」を将来都市像とし、新たな一歩を踏み出したところです。

本市ではこれまで、浦安市で子どもを産みたい、子どもを育てていきたいと思える環境を目指し、「子どもが健やかに成長できるまち」、「安心して生き生きと子育てできるまち」、「子どもと家庭を見守り・支えあえるまち」を基本理念に掲げた「浦安市子ども・子育て支援総合計画」（計画期間平成27年度～令和元年度）を平成



26年度に策定し、計画中間年の平成29年度には中間見直しを行うなど、子ども・子育て支援に関する施策を推進してまいりました。

しかしながら、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化、待機児童、児童虐待の発生など、子育て家庭を取り巻く社会環境は全国的に厳しい状況です。本市においても、子育て家庭が安心して子どもを育てられる環境づくりのため、待機児童の解消、保育環境の整備、地域の子育て環境の充実など取り組む必要があります。

この第2期浦安市子ども・子育て支援総合計画では、前計画の基本理念を継承しつつ、子どもの育ちと子育てを応援するための取り組みを盛り込み、誰もが安心して子どもを産み育て、また、子どもたちが心身ともに健やかに成長できる環境を目指し、計画を推進していきます。

本計画の策定にあたり、子ども・子育て会議の委員の皆様、基礎調査等において貴重なご意見をいただいた市民や関係者の皆様に対し、心から厚く御礼申し上げます。

令和2年3月

浦安市長 内田悦嗣



# 目 次

<b>第1章 計画策定の趣旨</b> .....	1
1 計画策定の背景と目的 .....	1
2 計画の位置付け .....	2
3 計画の対象 .....	4
4 計画の期間 .....	4
5 計画の策定 .....	5
6 計画の進行管理 .....	5
<b>第2章 子ども・子育てを取り巻く現状等</b> .....	6
1 全国的な動き .....	6
2 浦安市の現状 .....	7
3 第1期計画の評価 .....	16
4 第2期計画策定に向けて .....	20
<b>第3章 計画の基本理念と施策の方向性</b> .....	22
1 基本理念 .....	22
2 施策の方向性 .....	23
3 施策の体系 .....	24
<b>第4章 子ども・子育て支援関連事業</b> .....	26
1 子ども・子育て支援制度の全体像 .....	26
2 子ども・子育て支援給付の概要 .....	27
3 子ども・子育て支援事業計画における必須記載事項 .....	31
4 子ども・子育て支援事業計画における任意記載事項 .....	46
<b>第5章 次世代育成支援対策関連事業</b> .....	50
1 安心して産み育てられる環境づくり .....	50
2 幼児期の教育・保育の充実 .....	55
3 次世代を担う子どもたちの教育、育成支援 .....	57
4 すべての家庭が安心とゆとりを持てる子育て支援 .....	62
5 地域で子どもを見守り大切にするまちづくり .....	66
<b>資料編</b> .....	71
1 第2期浦安市子ども・子育て支援総合計画検討経緯 .....	71
2 浦安市子ども・子育て会議条例 .....	73
3 浦安市子ども・子育て会議委員名簿 .....	75
4 浦安市子ども・子育て支援総合計画策定等検討会設置要綱 .....	76
5 用語説明 .....	78



# 第1章 計画策定の趣旨

## 1 計画策定の背景と目的

わが国においての急速な少子化の進行、核家族化の進展は、労働力人口の減少や家族の形態の変容、子どもの健やかな成長への影響、地域社会の活力低下など、将来的に社会経済への深刻な影響を与えるものとして懸念されています。

国においては、平成24年8月に「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考え方を基本にした「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連3法が成立し、平成27年4月から質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供や地域の子ども・子育て支援を充実することを目的とした「子ども・子育て支援新制度」が開始されました。

浦安市においても、浦安市で子どもを産みたい、子どもを育てていきたいと思えるような環境を築くために、「浦安市子ども・子育て支援総合計画（計画期間：平成27～31年度）」を策定し、平成27年度から計画的に事業を進めてきました。また、平成29年度には、本計画期間の中間年度を迎えるにあたり、策定後の人口動向や保育需要、事業実績などを踏まえ、中間見直しを行いました。

しかしながら、全国的に少子化の進行は止まらず、国は新たに、保育の待機児童解消を目指す「子育て安心プラン」や放課後児童対策の「新・放課後子ども総合プラン」を策定するとともに、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため「幼児教育・保育の無償化」を実施するなどの対策を推進しています。また、児童虐待や子どもの貧困が大きな社会問題となっており、すべての子どもを社会全体で支援していくことが必要となっています。

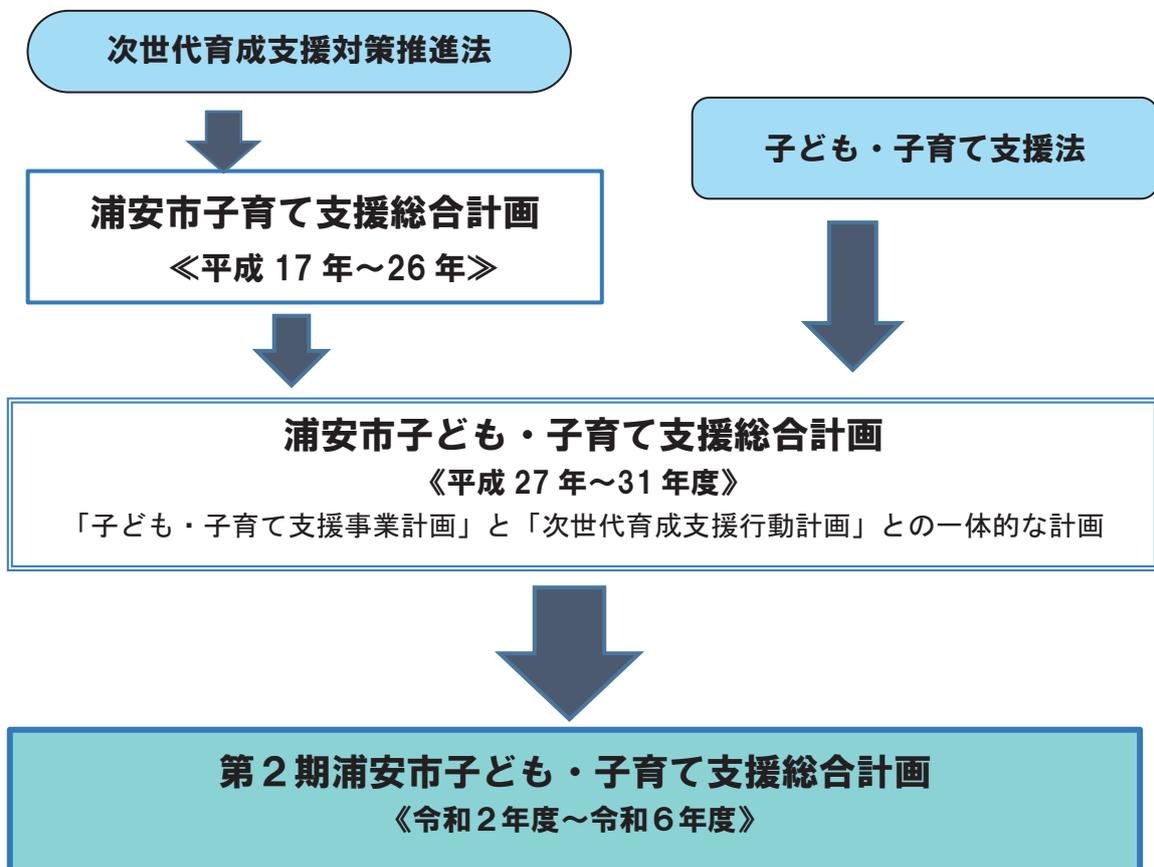
このような状況の中、本市においては、これまでの「浦安市子ども・子育て支援総合計画」の取組の成果・課題等を踏まえ、更なる浦安市の子どもの健やかな育ちと子育てを、行政だけでなく地域全体で支援していける社会の実現を目指し「第2期浦安市子ども・子育て支援総合計画（計画期間：令和2～6年度）」を策定するものです。

## 2 計画の位置付け

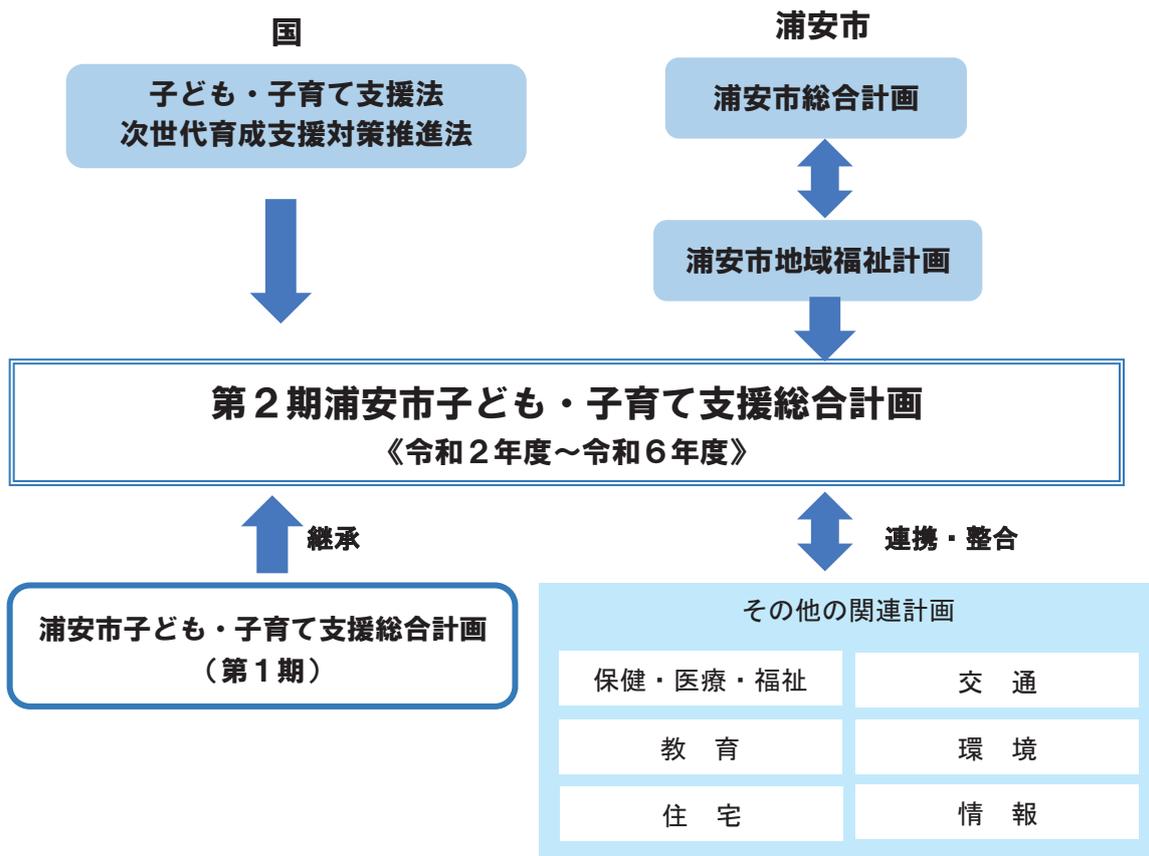
本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に規定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」として、同法第2条の基本理念を踏まえ、国が定める基本指針に即して策定するもので、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保や業務の円滑な実施に関する事項を定めるとともに、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に規定する「市町村行動計画」としても位置付け、次世代育成支援対策の主要な事業を掲げます。

なお、本計画は、浦安市子ども・子育て支援総合計画（平成27年度から平成31年度まで＝第1期）の理念を継承するものとし、本市の上位計画である「浦安市総合計画」や保健・医療・福祉・教育等の関連する個別計画と整合を図りながら、総合的に子育て支援を進める計画とします。

### ◆計画の法的位置付け



◆根拠法及び上位計画との関係



◆根拠法の基本理念

子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)  
(基本理念)

第2条 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。

2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。

3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第61条 市町村は、基本指針に即して、5年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。)を定めるものとする。

次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）

（基本理念）

第3条 次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行われなければならない。

（市町村行動計画）

第8条 市町村は、行動計画策定指針に即して、5年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、5年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画(以下「市町村行動計画」という。)を策定することができる。

### 3 計画の対象

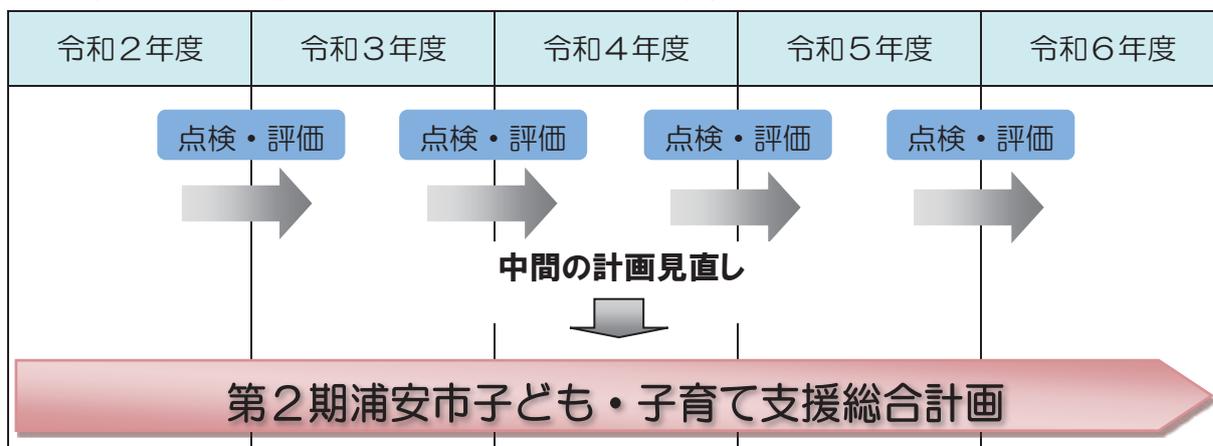
本計画は、浦安市に居住するすべての子ども、子育て家庭及びこれから出産や子育てを迎える家庭に加え、地域で子育てを支える方や事業者を対象とします。

なお、子ども・子育て支援法における「子ども」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子どもをいいます。

### 4 計画の期間

本計画は、令和2年度から6年度までの5年間で1期として策定します。

なお、計画期間中であっても、中間年度を目安に本計画に定めた各事業の量の見込み等の見直しを実施するなど、実態に即した計画の推進を行います。



## 5 計画の策定

本計画の策定にあたっては、平成30年度に「浦安市子ども・子育て支援総合計画に関する基礎調査」を実施するとともに、教育・保育、子育て支援事業の利用状況や今後の利用意向等を整理し、第1期計画の評価を行いました。

また、庁内においては「浦安市子ども・子育て支援総合計画策定等検討会」による検討を行うとともに、市民、学識経験者、教育・保育や子育て支援に関わる団体の代表者、事業者の代表者からなる「浦安市子ども・子育て会議」の意見を聞き、本計画を策定しています。

### 浦安市子ども・子育て支援総合計画に関する基礎調査

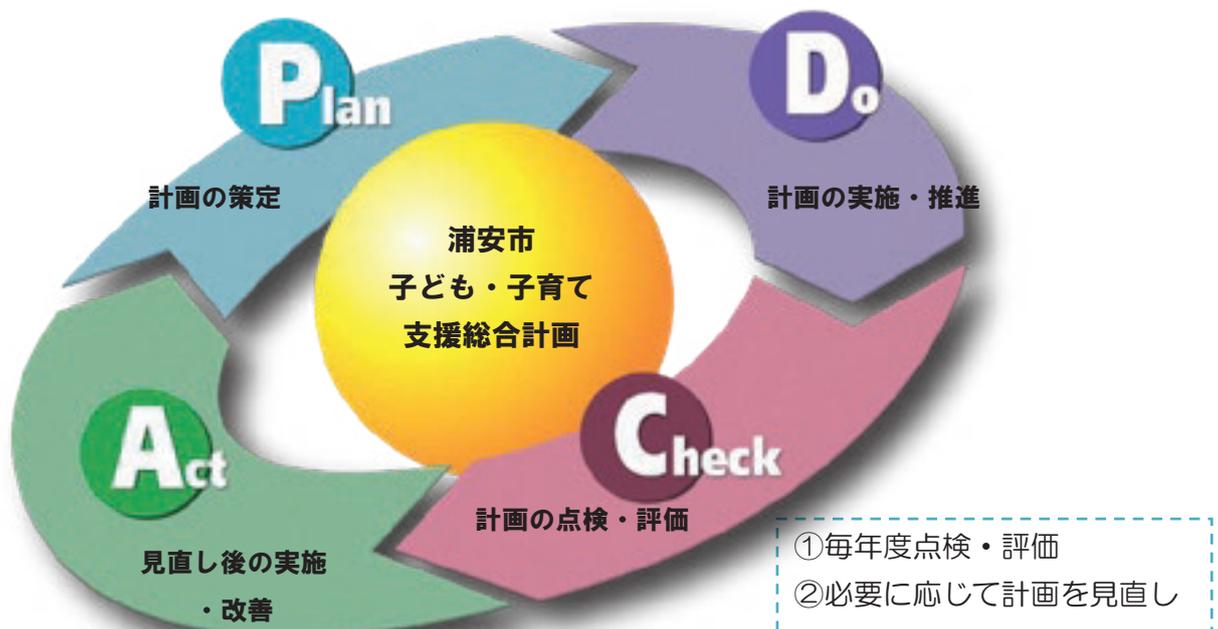
	対象者数	調査数	回収数	回収率
就学前児童保護者	9,801 人	1,200 人	692 人	57.7%
就学児童（1～4年生）保護者	6,360 人	800 人	450 人	56.3%
※調査基準日：平成30年10月1日 実施方法：無作為抽出及び郵送による配布・回収				

## 6 計画の進行管理

本計画に掲げる基本理念の実現に向けて、市長部局及び教育委員会、関係機関が連携・協力しながら施策を推進します。

また、計画の実効性を高めるため、市民ニーズなどの社会的要請を的確に捉えていくとともに、PDCAサイクルのもと、計画の進捗状況を年度ごとに整理し、中間年度を目安に計画の見直しを実施するなど、「浦安市子ども・子育て会議」の意見を踏まえながら、実態に即した計画の推進を行います。

### 浦安市子ども・子育て支援総合計画の「PDCA サイクル」



## 第2章 子ども・子育てを取り巻く現状等

### 1 全国的な動き

(子ども・子育て支援法に基づく基本指針「子どもの育ち及び子育てをめぐる環境」より)

近年、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化により、祖父母や近隣の住民等から、日々の子育てに対する助言、支援や協力を得ることが困難な状況となっています。また、現在の親世代の人々の兄弟姉妹の数が減少しており、自身の子どもができるまで赤ちゃんに触れ合う経験が乏しいまま親になることが増えています。このように、子育てをめぐる地域や家庭の状況は変化しています。

また、経済状況や企業経営を取り巻く環境が依然として厳しい中、共働き家庭は増加し続けているとともに、若年男性を始め非正規雇用割合も高まっています。また、就労の継続を希望しながらも、仕事と子育ての両立が困難であるとの理由により、出産を機に退職する女性が少なからず存在しているなど、出産に伴う女性の就労継続も依然として厳しい状況にあります。さらに、女性の活力による経済社会の活性化の視点から、仕事と子育ての両立を希望する者を支援する環境の整備が求められていますが、依然として待機児童も存在しています。

また、長時間労働は全体的に減少傾向にあるものの、子育て期にある30代及び40代の男性で長時間労働を行う者の割合は依然として高い水準にあります。父親の子育てへの参画に関する意識や意欲は高まってきているものの、子育て期の父親の家事・育児時間は、諸外国に比べ、依然として少ない時間にとどまっています。他方で、夫の家事・育児時間が長い夫婦ほど、第2子以降の出生割合が高い傾向がみられており、育児において父親が積極的に役割を果たすことが望まれています。

このような、社会や経済の環境の変化によりもたらされた子育て家庭を取り巻く環境の変化によって、就労の有無や状況にかかわらず、子育ての負担や不安、孤立感が高まっています。こうした状況の中、子どもの心身の健やかな発達を妨げ、ひいては生命をも脅かす児童虐待の発生も後を絶ちません。

さらに、少子化により、子どもの数の減少とともに兄弟姉妹の数も減少しており、乳幼児期に異年齢の中で育つ機会が減少しているなど、子どもの育ちをめぐる環境も変容しています。

以上のような子どもの育ちや子育てをめぐる環境に鑑みれば、子どもが安心して育まれるとともに、子ども同士が集団の中で育ち合うことができるよう、また、家庭における子育ての負担や不安、孤立感を和らげ、男女ともに保護者がしっかりと子どもと向き合い、喜びを感じながら子育てができるよう、子どもの育ちと子育てを、行政や地域社会を始め社会全体で支援していくことが必要です。こうした取組を通じて、すべての子どもの健やかな育ちを実現する必要があります。

## 2 浦安市の現状

### (1) 人口・世帯数の推移

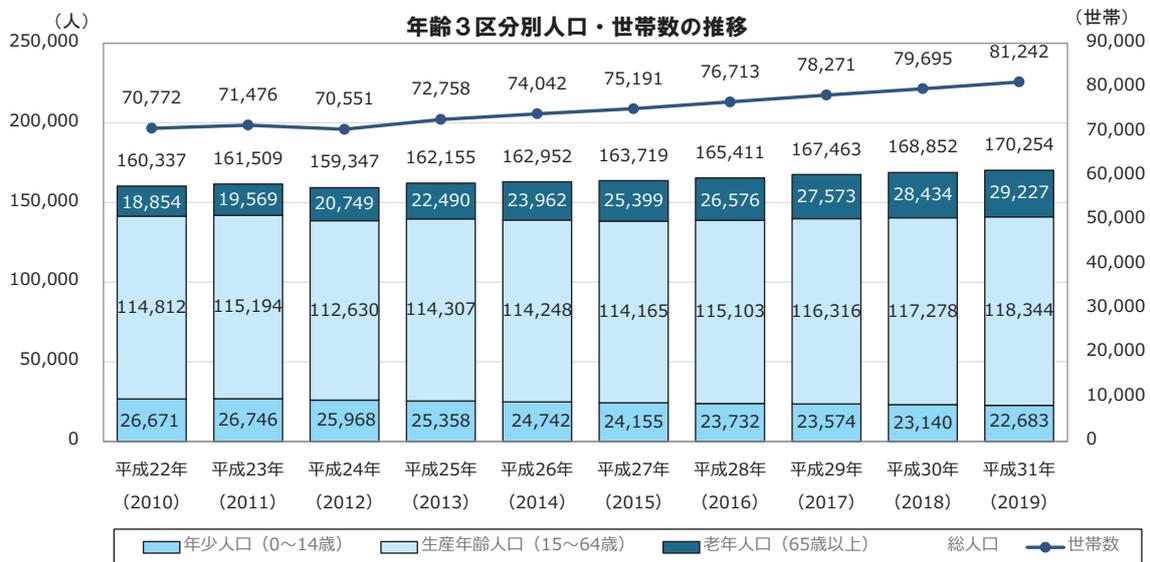
本市の人口・世帯数は増加傾向にあり、総人口は平成22年からの9年間で6.2%増加し、平成31年4月1日現在で170,254人、世帯数81,242世帯となっています。

年齢3区分別の人口動向は、この10年間で生産年齢人口は3.1%、老年人口は55.0%増加している中で、年少人口は、平成22年の26,671人から22,683人と15.0%減少しており、総人口は増加傾向であるものの、少子化は進行しています。

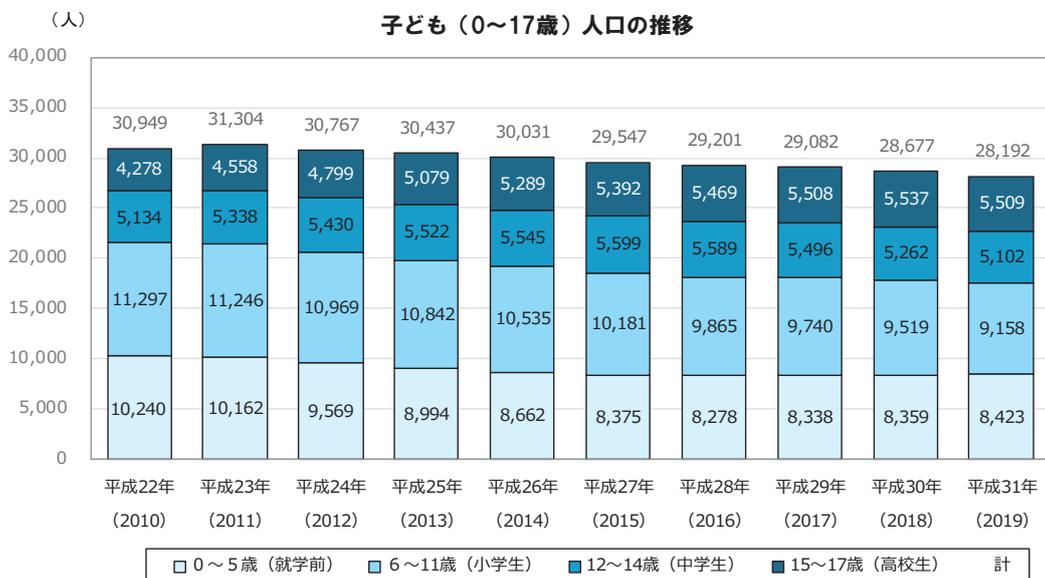
子ども(0~17歳)の人口の推移では、平成29年度以降、0~5歳(就学前)の人口は若干回復してきているものの、6~11歳(小学生)、12~14歳(中学生)の人口はともに減少傾向です。

また、平成31年の子どもの地域別年齢別人口をみると、元町地域では、0~5歳(就学前)の人口が多く、新町地域では、6~11歳(小学生)の人口が多くなっています。

なお、3地域の中で中町地域が0~17歳の子どもの数が少ない状況です。

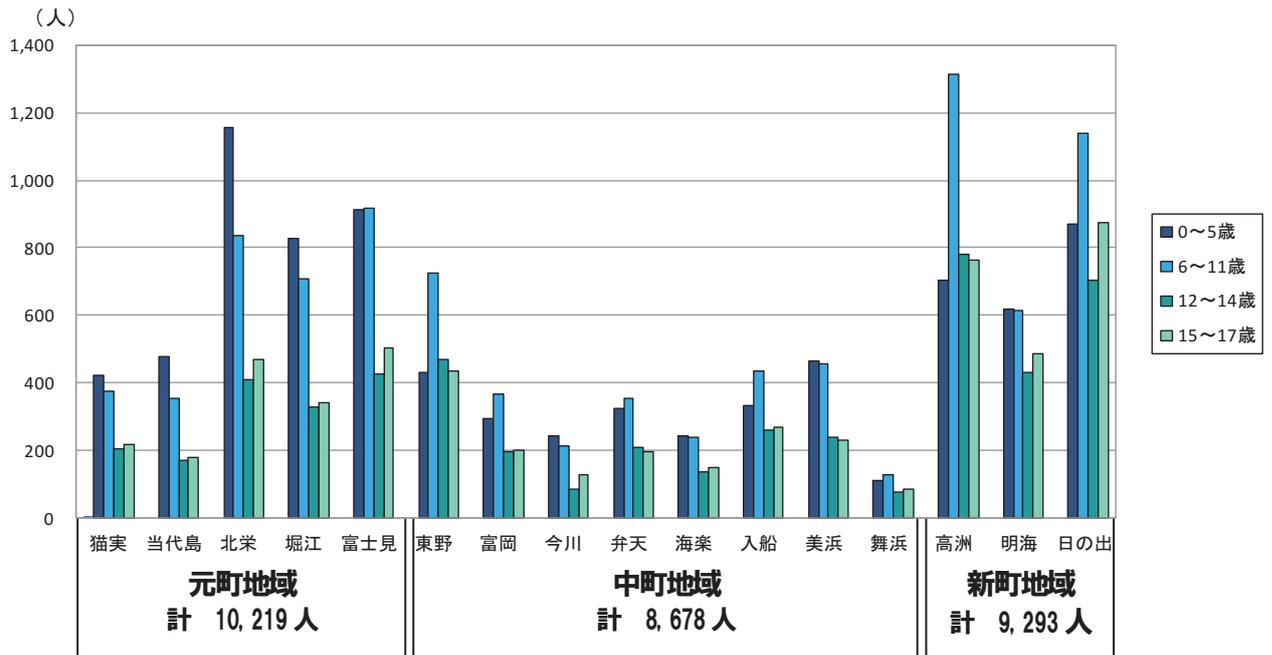


※「住民基本台帳」各年4月1日現在



※「住民基本台帳」各年4月1日現在

子ども（0～17歳）の地域別年齢別人口

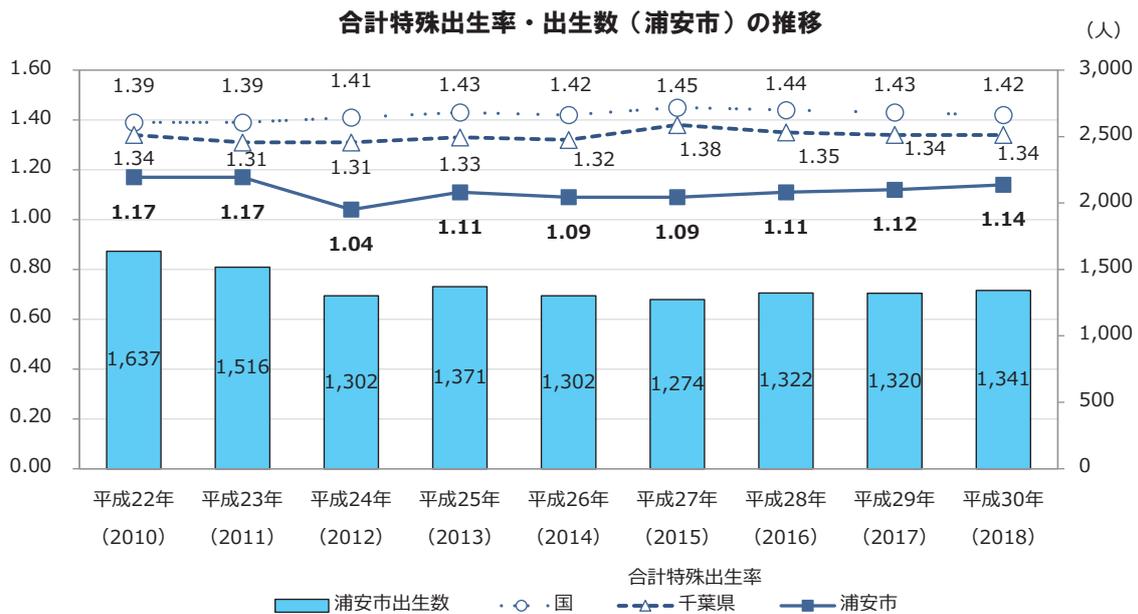


※「住民基本台帳」平成31年4月1日現在

## (2) 出生の動向

本市の合計特殊出生率は全国や千葉県と比較して低いものの、平成26年以降は、微増して推移しており、平成30年は1.14となっています。

年間あたりの出生数は、平成22年の1,637人から平成24年には約1,300人に減少し、それ以降は1,300人前後で推移しています。

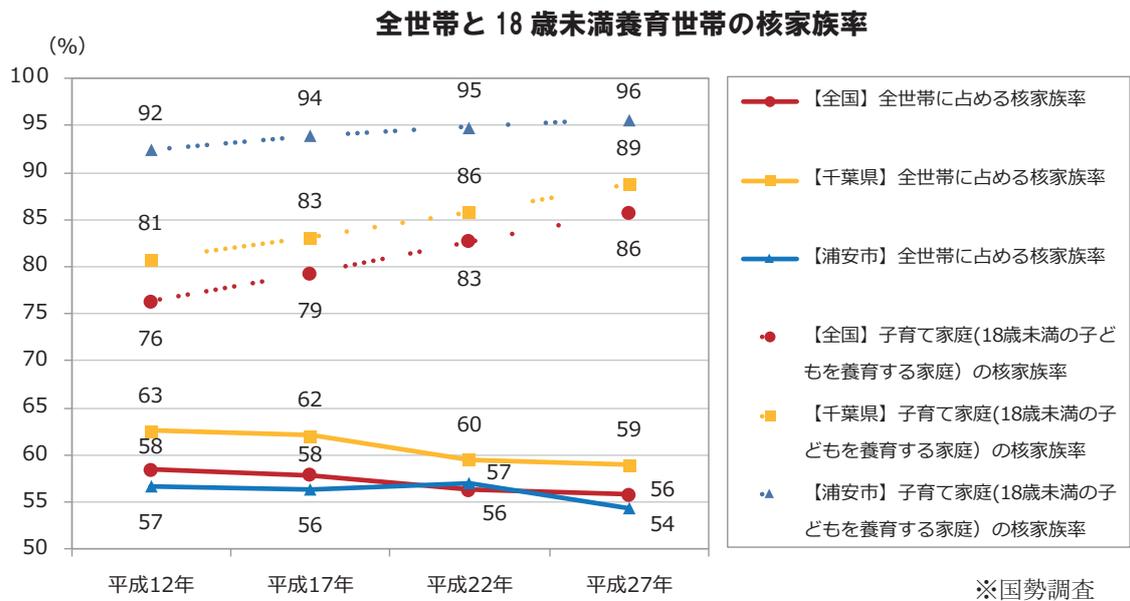


※千葉県衛生統計年報

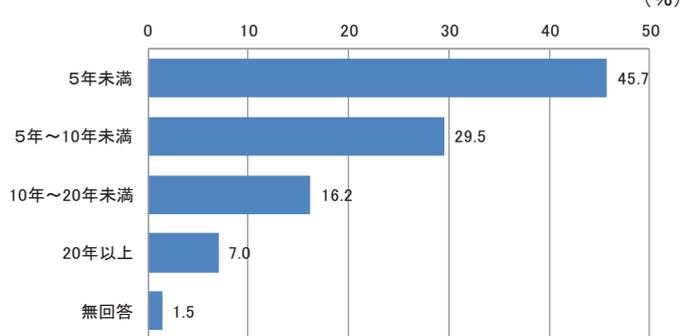
(3) 子育て世帯の状況

本市の全世帯に占める核家族率は、単独世帯が多いことから54%と、全国(56%)や県(59%)を下回っていますが、18歳未満の子どもを養育する家庭の本市の核家族率は、96%と、全国(86%)や千葉県(89%)を上回る状況となっています。

また、「浦安市子ども・子育て支援総合計画に関する基礎調査」で回答いただいた転入者の居住年数では、就学児童保護者は、10年～20年未満が43.7%と最も多くなっていますが、就学前児童保護者は45.7%が5年未満となっています。

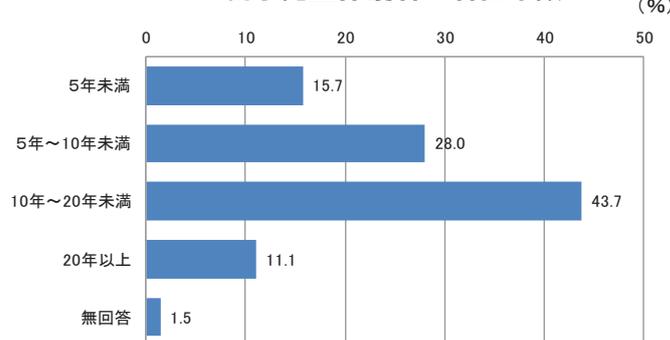


**就学前児童保護者の居住年数**



n=610

**就学児童保護者の居住年数**



n=407

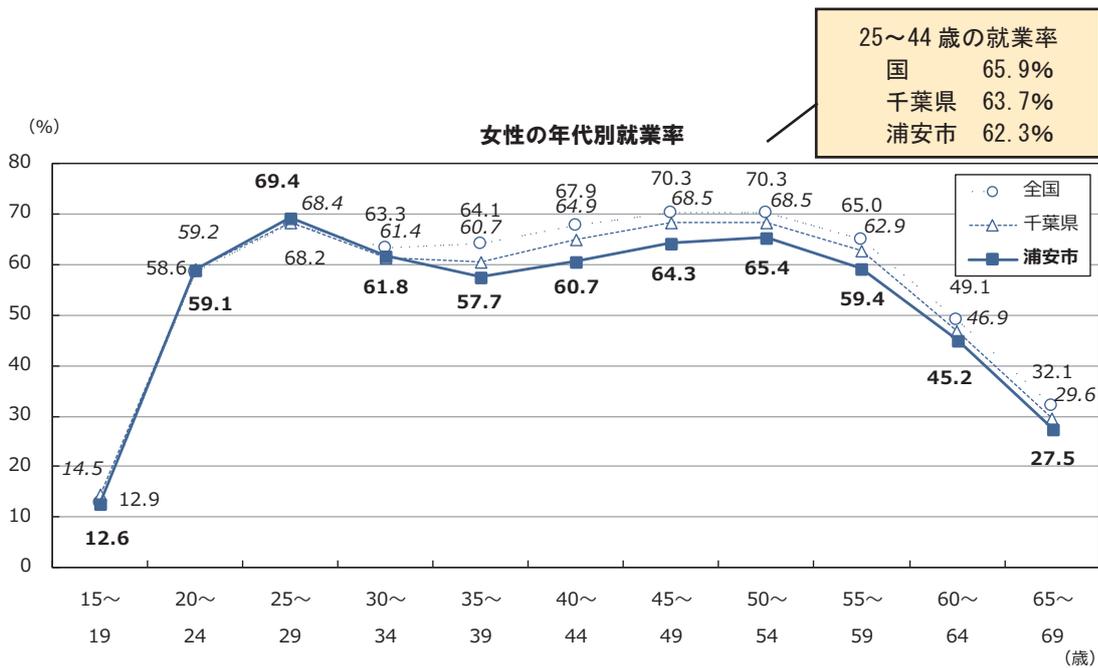
※浦安市子ども・子育て支援総合計画に関する基礎調査

(4) 女性の就業状況

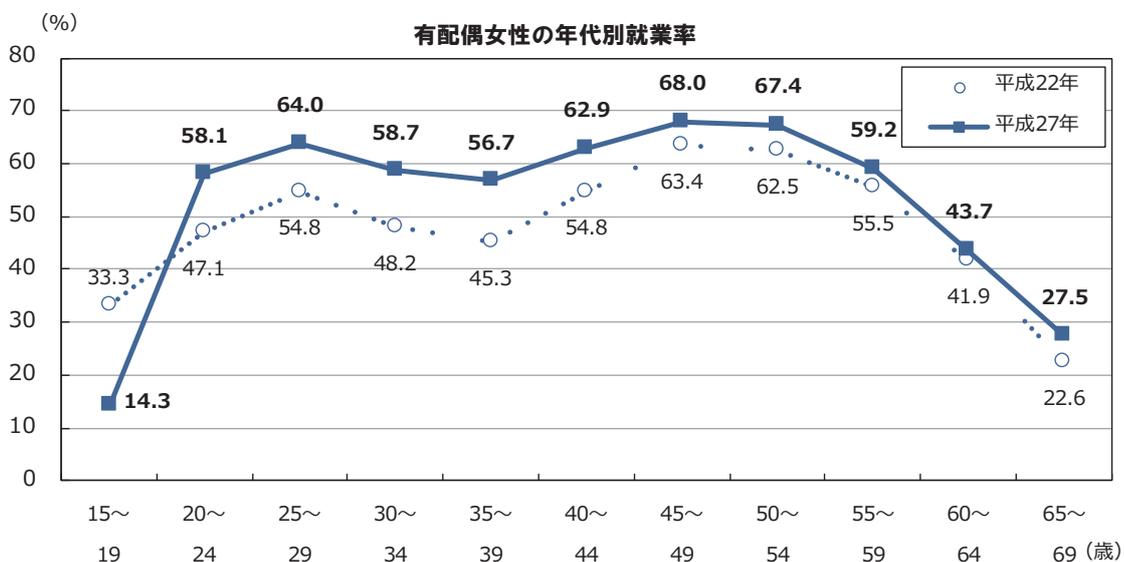
平成27年の女性の年齢階級別就業率をみると、就職するものの結婚等に伴い一時的に離職するため20代・30代の就業率が下がる、いわゆるM字曲線をなだらかに描いていることがわかります。また、国や県と比較すると、20～34歳の就業率は0.1ポイント～1.5ポイントの差でしたが、35～39歳の就業率は最大で6.4ポイント、40～44歳の就業率は最大で7.2ポイント低い状況です。

有配偶女性の年代別就業率をみると、平成22年に比べ平成27年では、全体的に就業率は高くなっています。

平成30年度に実施した「浦安市子ども・子育て支援総合計画に関する基礎調査」に回答いただいた就学前児童及び就学児童の保護者の方の就労状況を、前回調査時の平成25年と比較すると、就学前児童及び就学児童ともに、就労している方の割合が増えています。

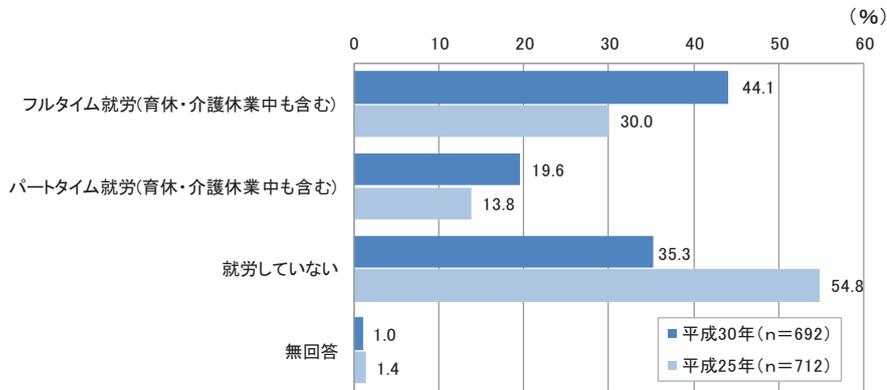


※国勢調査 (平成27年)

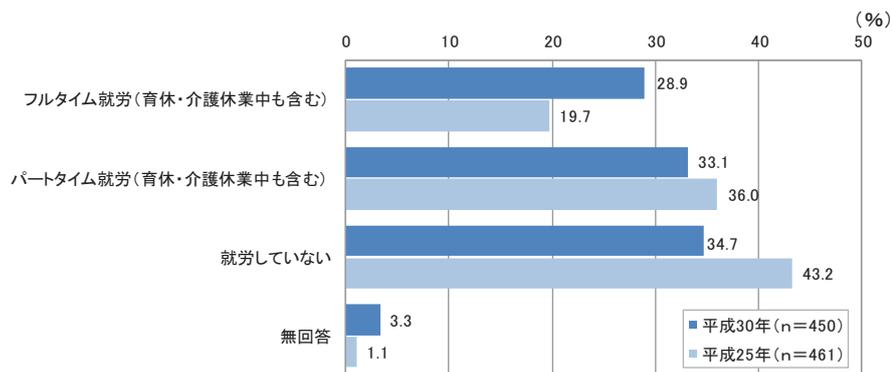


※国勢調査

### 就学前児童保護者（母親）の就労状況



### 就学児童保護者（母親）の就労状況

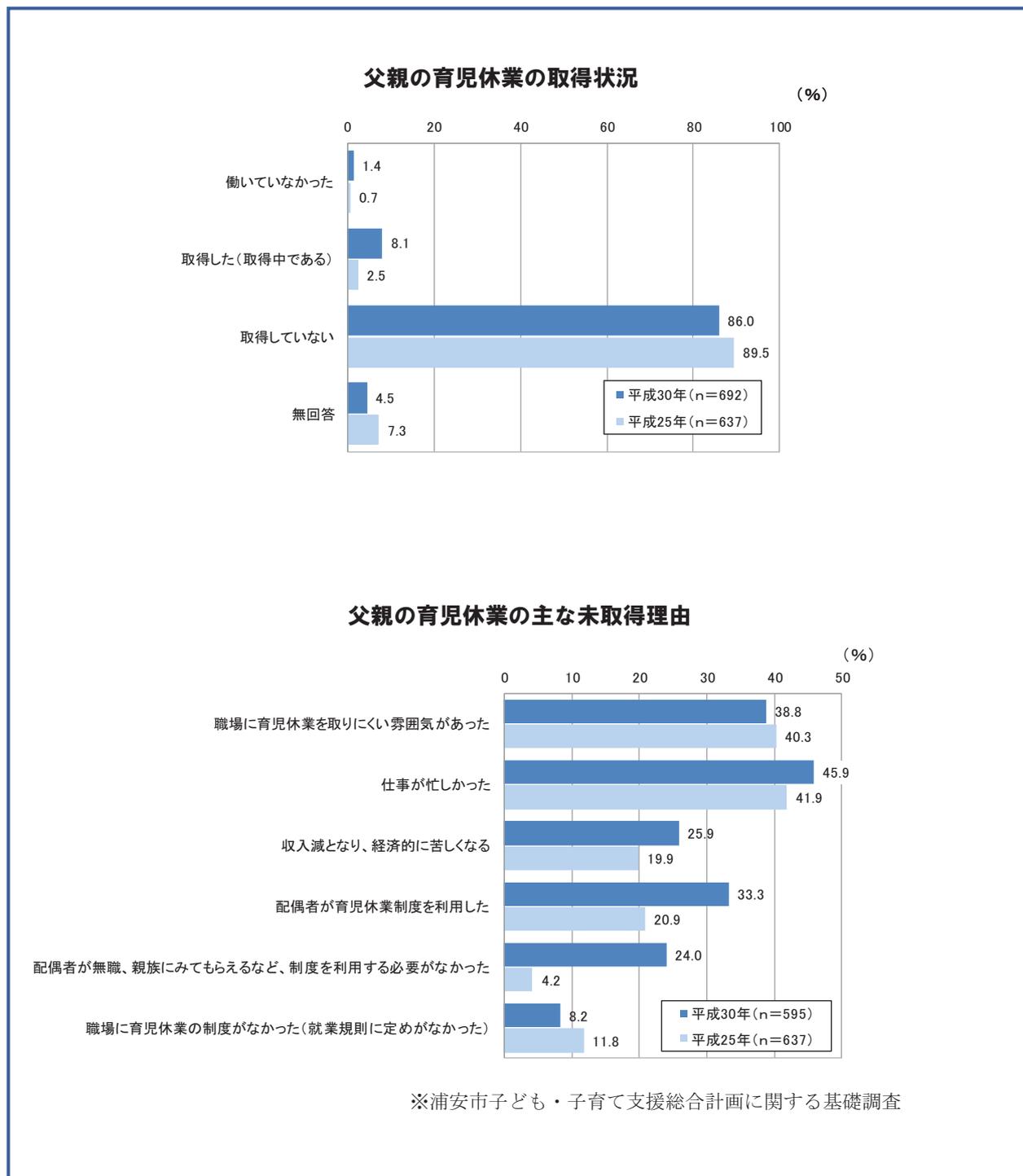


※浦安市子ども・子育て支援総合計画に関する基礎調査

### (5) 男性の育児参加の状況

平成30年度に実施した「浦安市子ども・子育て支援総合計画に関する基礎調査」から男性の育児休業の取得状況をみると、平成25年の2.5%から平成30年は8.1%に増加しています。

取得していない理由については、「仕事が忙しかった」「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が依然として高い割合になっていますが、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」については、平成25年よりも1.5ポイント減少しています。



**(6) 幼児期の教育・保育施設の状況**

女性の就業率の高まりや、就労形態の変化に伴い、認可保育園、小規模保育施設、保育ママ、認定こども園（長時間利用）の保育施設利用者数は、年々増加しています。

待機児童数は、平成29年度以降は、100人以上となっており、主に0～2歳で発生しています。一方、幼稚園・認定こども園（短時間利用）の利用者数は、年々減少傾向となっています。

**■保育施設利用者数の状況（認可保育園、小規模保育施設、保育ママ、認定こども園（長時間利用））**

(人)

	平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	平成31年 (2019)
0歳	204	259	280	301	297
1歳	432	481	494	532	585
2歳	468	545	565	611	632
3歳	500	588	623	655	693
4歳	590	570	634	686	704
5歳	571	638	611	661	707
計	2,765	3,081	3,207	3,446	3,618

※各年、保育園は4月1日、認定こども園は5月1日現在  
※保育幼稚園課 ※受託を除く

**■教育施設の利用者の状況（公立幼稚園、公立認定こども園（短時間利用）、私立幼稚園）**

(人)

	平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)
3歳	536	485	553	535	528
4歳	802	757	643	680	651
5歳	844	801	755	648	668
計	2,182	2,043	1,951	1,863	1,847

※各年5月1日現在  
※保育幼稚園課

**■待機児童数の状況**

(人)

	平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	平成31年 (2019)
0歳	0	0	0	20	11
1歳	29	54	113	99	80
2歳	0	25	33	49	51
3歳	0	0	19	0	0
4歳	0	0	0	0	0
5歳	0	0	0	0	0
計	29	79	165	168	142

※各年4月1日現在  
※保育幼稚園課

**(7) 児童育成クラブの利用状況**

小学校区ごとに設置した児童育成クラブの利用者数は、増加傾向となっています。

**■児童育成クラブの利用者の状況**

(人)

	平成 27 年 (2015)		平成 28 年 (2016)		平成 29 年 (2017)		平成 30 年 (2018)		令和元年 (2019)	
	入会 児童数	支援 児童数	入会 児童数	支援 児童数	入会 児童数	支援 児童数	入会 児童数	支援 児童数	入会 児童数	支援 児童数
1年生	561	19	607	7	602	6	595	11	622	17
2年生	523	11	583	20	628	9	622	11	588	13
3年生	501	15	503	10	522	17	587	13	574	9
4年生	335	12	376	13	362	9	399	12	415	10
5年生	5	5	9	8	8	3	6	6	6	5
6年生	8	7	4	3	8	7	4	2	3	4
計	1,933	69	2,082	61	2,130	51	2,213	55	2,208	58

※各年5月1日現在

※青少年課

**(8) 児童虐待の相談状況**

浦安市こども家庭支援センターにおける児童虐待の相談受案件数は、平成30年度で372件となっており、児童虐待に対する社会的認識の高まったこともあり、平成26年度の232件と比べると、5年間で約1.6倍に増加しています。市川児童相談所の受案件数とともに、児童虐待の相談受案件数が増えている状況です。

**■児童虐待相談受案件数の年度推移**

(件)

区 分	浦安市こども家庭支援センター					市川児童相談所 (管内4市のうち浦安市のみ抜粋)				
	平成 26年 (2014)	平成 27年 (2015)	平成 28年 (2016)	平成 29年 (2017)	平成 30年 (2018)	平成 26年 (2014)	平成 27年 (2015)	平成 28年 (2016)	平成 29年 (2017)	平成 30年 (2018)
身体的 虐待	67	70	66	58	121	36	38	41	45	65
心理的 虐待	134	136	161	165	178	72	82	125	129	137
ネグレク ト	29	38	35	41	72	20	21	29	33	39
性的虐待	2	2	1	0	1	1	1	3	0	2
合計	232	246	263	264	372	129	142	198	207	243

※各年度末現在

※浦安市こども家庭支援センター

(9) 外国籍の子どもの状況

国際化の進展に伴い、全国的に外国人人口は年々増加しています。浦安市も全国や県と同様に年々増加傾向であり、平成31年1月1日現在の外国人人口は、総人口の2.3%を占めています。そのうち、20歳未満の外国人数は474人で、平成27年に比べ92人増加しています。

■人口総数に占める外国人割合

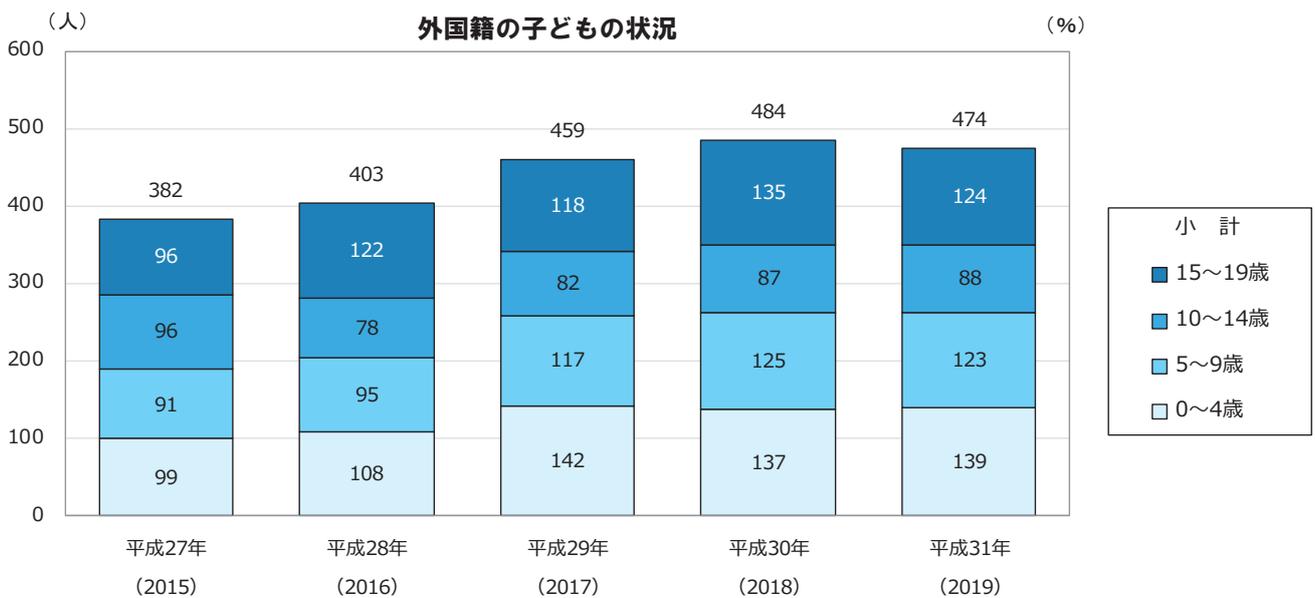
	平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	平成31年 (2019)
国	1.6%	1.7%	1.8%	1.9%	2.0%
県	1.8%	1.9%	1.9%	2.2%	2.4%
浦安市	1.9%	2.0%	2.1%	2.3%	2.3%

※各年「住民基本台帳」1月1日現在

■人口総数に占める外国人(0～19歳)割合

	平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	平成31年 (2019)
国	0.21%	0.22%	0.23%	0.25%	0.27%
県	0.23%	0.25%	0.25%	0.30%	0.32%
浦安市	0.23%	0.25%	0.28%	0.29%	0.28%

※各年「住民基本台帳」1月1日現在



※各年「住民基本台帳」1月1日現在

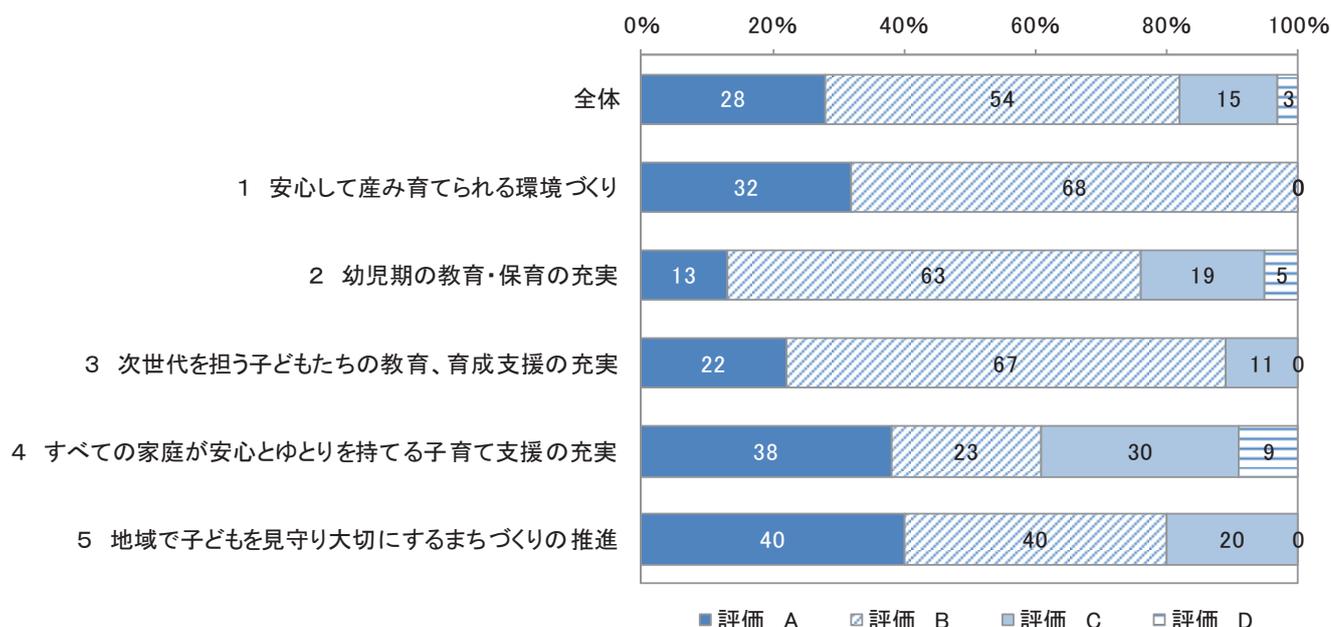
### 3 第1期計画の評価

平成27年度に策定した「浦安市子ども・子育て支援総合計画（第1期）」で掲げた5つの施策の方向性について、「目標指数の達成率」、「計画の進捗度」、「児童保護者の満足度」の3つの視点からの評価を行いました。

#### ① 目標指標の達成率による評価

「浦安市子ども・子育て支援総合計画（第1期）」で平成31年度の目標指標が設定されている事業ごとに、平成30年度の事業実績を用いて目標指標の達成率を算出し、以下の評価基準で施策の方向性ごとに評価を行いました。

【評価 A】達成率が100%以上
【評価 B】達成率が75%以上100%未満
【評価 C】達成率が50%以上75%未満
【評価 D】達成率が50%以下



目標指標の達成率は、全体的に8割の事業で75%以上となっています。

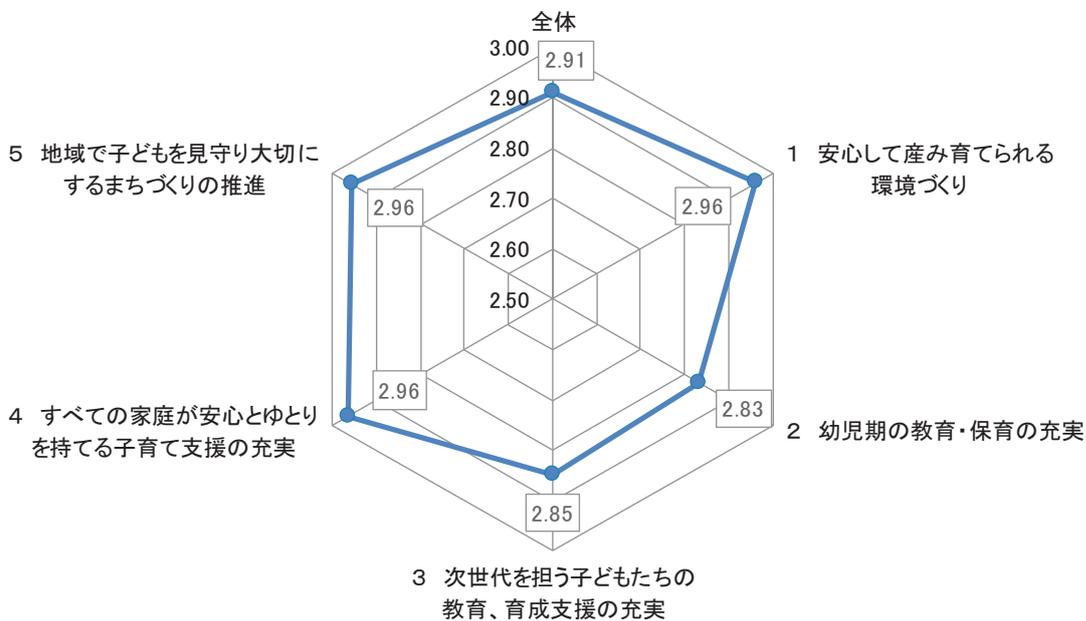
施策の方向性1「安心して産み育てられる環境づくり」については、すべての事業で目標指標の達成率が75%以上であり、施策の方向性3「次世代を担う子どもたちの教育、育成支援の充実」については、9割程度の事業で目標指標の達成率が75%以上となっています。

なお、評価Cと評価Dの主な事業内容については、施設整備事業や各施策の延べ利用者数・登録者数などを目標指標に設定していますが、令和元年度の実績を加味することで達成率の上昇が見込まれます。

② 計画の進捗度による評価

「浦安市子ども・子育て支援総合計画（第1期）」で策定した各事業について、各事業の担当課による進捗度評価を以下の基準に基づいて点数化し、施策の方向性ごとに評価しました。

評価	評価基準	点数
A	計画以上、または計画どおり進んでいる	3点
B	計画より若干遅れている	2点
C	計画より大幅に遅れている	1点
D	終了	評価不可



計画の進捗度は、全体的に計画どおりであり、各施策の中で評価Cの事業はありませんでしたが、評価Bの事業は全体の1割程度となっています。

なお、評価Bの主な事業内容については、施設整備や事業の延べ利用者数・登録者数などが挙げられ、計画より若干遅れていますが、令和元年度の実績を加味することで進捗度の上昇が見込まれます。

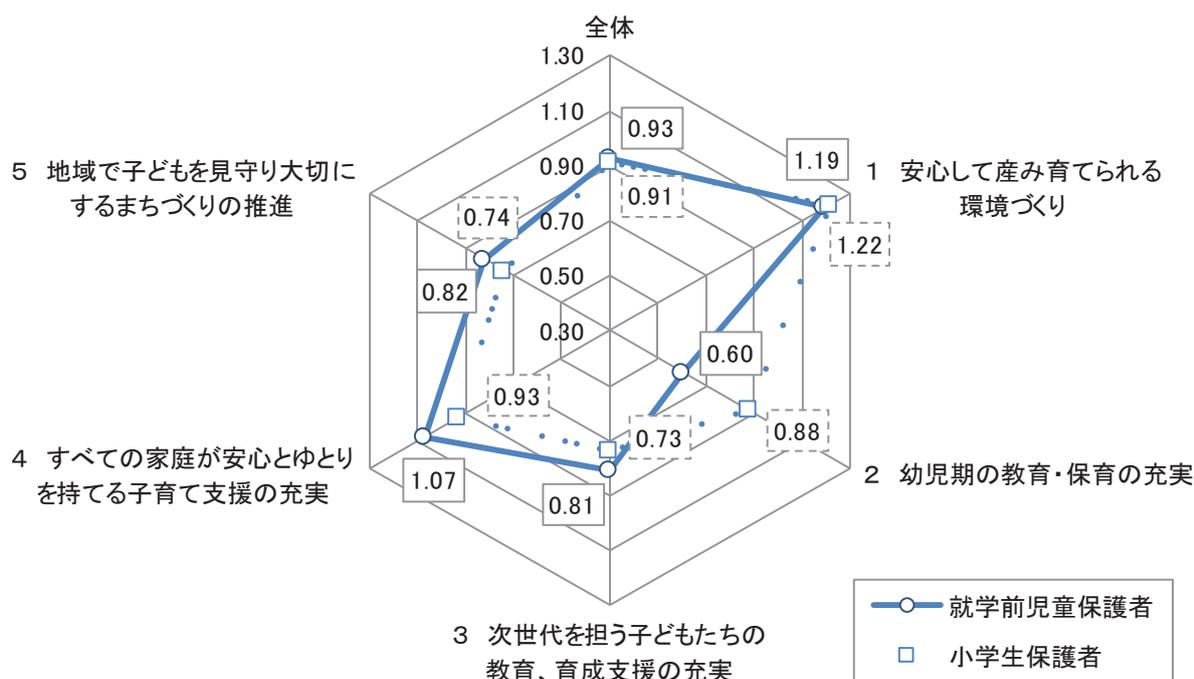
③ 児童保護者による満足度の評価

第2期浦安市子ども・子育て支援総合計画策定にあたって実施した基礎調査において、小学生以下のお子様のいる保護者の方に、「浦安市子ども・子育て支援総合計画」における基本施策について、満足度をお聞きしました。

基本施策ごとに5段階（満足～不満）で評価してもらい、それについて以下の基準を用いて点数化し、平均値を用いて評価値を算出し、施策の方向性ごとに評価しました。

（就学前児童保護者1,200人中692人回答、小学生保護者800人中450人回答）

5段階	評価基準	点数
5	満足	2点
4	やや満足	1点
3	どちらでもない	0点
2	やや不満	-1点
1	不満	-2点



満足度として最も高いのは就学前児童保護者・小学生保護者ともに「1 安心して産み育てられる環境づくり」となっています。目標指標達成度・進捗度評価としても高い項目であり、市としての取組が進められてきた効果が出ていると考えられます。

満足度が最も低いのは、就学前児童保護者では「2 幼児期の教育・保育の充実」、小学生保護者では「3 次世代を担う子どもたちの教育、育成支援の充実」となっています。

また、それぞれの満足度が低い内容としては、就学前児童保護者では待機児童の現状が挙げられ、小学生保護者では児童育成クラブの内容が挙げられています。

## 第1期計画 3つの視点からの評価一覧

施策の方向性／基本施策	I. 目標指標の達成度評価（事業数）				II. 進捗度評価（点数）	III. 基礎調査の満足度評価（点数）	
	A	B	C	D		就学前	小学生
1 安心して産み育てられる環境づくり	6	13	0	0	2.96	1.19	1.22
(1) 妊娠期からの切れ目のない支援体制の構築	3	3	0	0	3.00	1.18	1.24
(2) 母子の健康保持・増進や小児医療体制の充実	2	7	0	0	2.89	1.18	1.12
(3) 地域における子育て支援サービスの充実	1	3	0	0	3.00	1.23	1.29
2 幼児期の教育・保育の充実	2	10	3	1	2.83	0.60	0.88
(1) 質の高い幼児教育・保育の提供	0	3	1	1	2.67	0.65	0.98
(2) 多様な保育サービスの実施	2	7	2	0	3.00	0.56	0.78
3 次世代を担う子どもたちの教育、育成支援の充実	4	12	2	0	2.85	0.81	0.73
(1) 生きる力を育む学校教育環境の充実	0	3	0	0	2.83	0.65	0.71
(2) 放課後児童の居場所づくり	0	5	0	0	2.80	0.77	0.79
(3) 子どもの豊かな個性と想像力を伸ばす機会の充実	4	4	2	0	2.91	0.99	0.67
4 すべての家庭が安心とゆとりを持てる子育て支援の充実	5	3	4	1	2.96	1.07	0.93
(1) 障がいのある子どもや特別な支援が必要な子どもへの支援の充実	2	1	2	0	2.89	1.03	0.94
(2) 子どもの権利擁護や児童虐待対策の強化	1	0	1	1	3.00	1.09	0.99
(3) 子育て家庭への相談・支援の充実	2	2	1	0	3.00	1.09	0.88
5 地域で子どもを見守り大切にするまちづくりの推進	6	6	3	0	2.96	0.82	0.74
(1) 子どもの安全を見守る環境づくりの充実	3	1	3	0	2.88	0.90	0.81
(2) 子育て家庭を応援する地域づくりの充実	1	4	0	0	3.00	1.01	0.95
(3) ワーク・ライフ・バランスの推進	2	1	0	0	3.00	0.54	0.41
全体	23	44	12	2	2.91	0.93	0.91

## 4 第2期計画策定に向けて

第1期計画の「浦安市子ども・子育て支援総合計画」（平成27年度から平成31年度）では、「子どもが健やかに成長できるまち」、「安心して生き生きと子育てできるまち」、「子どもと家庭を見守り・支えあえるまち」の3つの基本理念のもと、5つの施策の方向性を設定し各種事業に取り組んできました。

平成30年度までの4か年の事業の評価と本市の状況を踏まえ、施策ごとに第1期計画の振り返りと今後の方向性をまとめるとともに、新たに求められる政策及び近年の子ども・子育てをめぐる社会経済状況などを踏まえ、第1期計画の基本理念及び施策の方向性を継承し、「第2期浦安市子ども・子育て支援総合計画」を策定するものです。

### （1）第1期計画の振り返りと今後の方向性について

#### 施策の方向性1 安心して産み育てられる環境づくり

出産や子育てに関する不安感や負担感を軽減するため、子どもの成長に応じた支援・相談体制の確保、母子の健康保持・増進、子育て支援サービスの充実を図るため、子育てケアプラン作成や子育て相談、各種健康診査等に取り組んできました。

しかし、子育て世帯の核家族率が高く、特に未就学児保護者の居住年数が短い本市においては、子育てに対する不安や負担が生じやすいことから、情報提供・相談体制の確保は今後も必要であり、安心して子育てできる環境づくりが求められます。

#### 施策の方向性2 幼児期の教育・保育の充実

増加する保育需要と多様なニーズに応じた保育サービスを図るため、認可保育所の新設や公立幼稚園の認定こども園への移行等に取り組んできました。

しかし、待機児童の解消には至らず、増加する保育需要に対応し、待機児童の解消に向けた認可保育所や小規模保育所の整備などの取組が必要です。また、幼児教育・保育等の質の確保及び向上について、子育て支援法に基づく基本指針において今後ますます重要とされており、認定こども園・幼稚園・保育園・小学校の円滑な接続の推進や職員の研修の充実等による資質向上が求められます。

#### 施策の方向性3 次世代を担う子どもたちの教育、育成支援の充実

学校教育環境の充実や放課後児童の居場所づくり、子どもの豊かな個性と創造力を伸ばすため、学校適正配置の推進、児童育成クラブ・放課後子ども教室事業の充実等に取り組んできました。

しかし、増加傾向にある児童育成クラブの利用者数は今後もさらに高まることが予想され、地域によってばらつきがあるが、児童の母親の就労が増加していることから、「新・放課後子ども総合プラン」で定める女性就業率に対応させることが求められるとともに、各事業の情報提供体制の充実が必要です。

**施策の方向性4 すべての家庭が安心とゆとりを持てる子育て支援の充実**

すべての子どもが健やかに育つよう、特別な支援が必要な子どもへの支援の充実、子どもの権利擁護や児童虐待対策の強化、子育て家庭への相談・支援の充実などの様々な子育て支援を行ってきました。

しかし、全国的には児童虐待の事件が後を絶たず、浦安市こども家庭支援センターでの相談受理件数は5年間で1.6倍増加しています。また、本市における外国籍の子どもの増加という現状も視野に入れ、今後もすべての子どもを社会全体で支援していくことが求められます。

**施策の方向性5 地域で子どもを見守り大切にするまちづくりの推進**

子どもの安全を見守る環境づくりや子育て家庭を応援するまちづくり、ワーク・ライフ・バランスの推進のため、交通安全・防犯対策の充実、地域で活躍する子育て支援者の育成、仕事と家庭生活を両立するための意識啓発等に取り組みました。

しかし、少子化や子育て世帯における核家族化が進むなかで、地域のつながりの希薄化は子育て家庭の不安感や負担感の増大する要因であるため、地域とともに子どもを見守る環境づくりが求められます。

## 第3章 計画の基本理念と施策の方向性

### 1 基本理念

本計画では、国が示している子ども・子育て支援法に基づく基本指針や近年の子ども・子育てをめぐる社会経済状況、浦安市子ども・子育て支援総合計画（第1期）の評価などを踏まえながら、浦安市における課題の解決を図るため、浦安市子ども・子育て支援総合計画（第1期）の基本理念を継承し、市民、事業者、関係機関・団体などとともに、子どもの権利を擁護し、すべての子どもの最善の利益を実現するため、計画の推進と施策の展開を図ります。

#### 第2期浦安市子ども・子育て支援総合計画の基本理念

##### ◆ 子どもが健やかに成長できるまち

すべての子どもが、伸び伸び、生き生きと、それぞれの発達段階において、自らの力を十分に発揮し、心身ともに健やかに成長できるまちを目指します。

##### ◆ 安心して、生き生きと子育てできるまち

誰もが安心して子どもを産み育てることができ、子どもと向き合い育ちあいながら、生き生きと子育てできるまちを目指します。

##### ◆ 子どもと家庭を見守り・支えあえるまち

市や市民、事業者等が力を出しあい、子どもと子育てをする家庭を見守り、互いに励まし支えあえるまちを目指します。

## 2 施策の方向性

本計画では、「子どもが健やかに成長できるまち」「安心して、生き生きと子育てできるまち」「子どもと家庭を見守り・支えあえるまち」という基本理念を踏まえ、次の施策の方向性により体系的に子ども・子育て支援関連事業を展開していきます。

### 基本理念



### 施策の方向性

#### 【1 安心して産み育てられる環境づくり】

施設を活用した産後ケアなどによる母子の健康保持・増進や小児医療体制の確保、子育て支援サービスの実施、情報提供・相談体制の確保を通して、安心して産み育てられる環境づくりを進めます。

#### 【2 幼児期の教育・保育の充実】

すべての子どもたちが必要な保育や教育を受け、伸び伸びと育つことができるよう、幼児教育・保育を提供するとともに、多様なニーズに応える保育サービスを実施します。

#### 【3 次世代を担う子どもたちの教育、育成支援】

子どもたちが生きる力を育み健やかに成長できるよう、学校教育環境づくりや放課後児童の居場所づくり、子どもの豊かな個性と想像力を伸ばす機会の充実などを通じて、次世代を担う子どもたちの教育や育成支援を進めます。

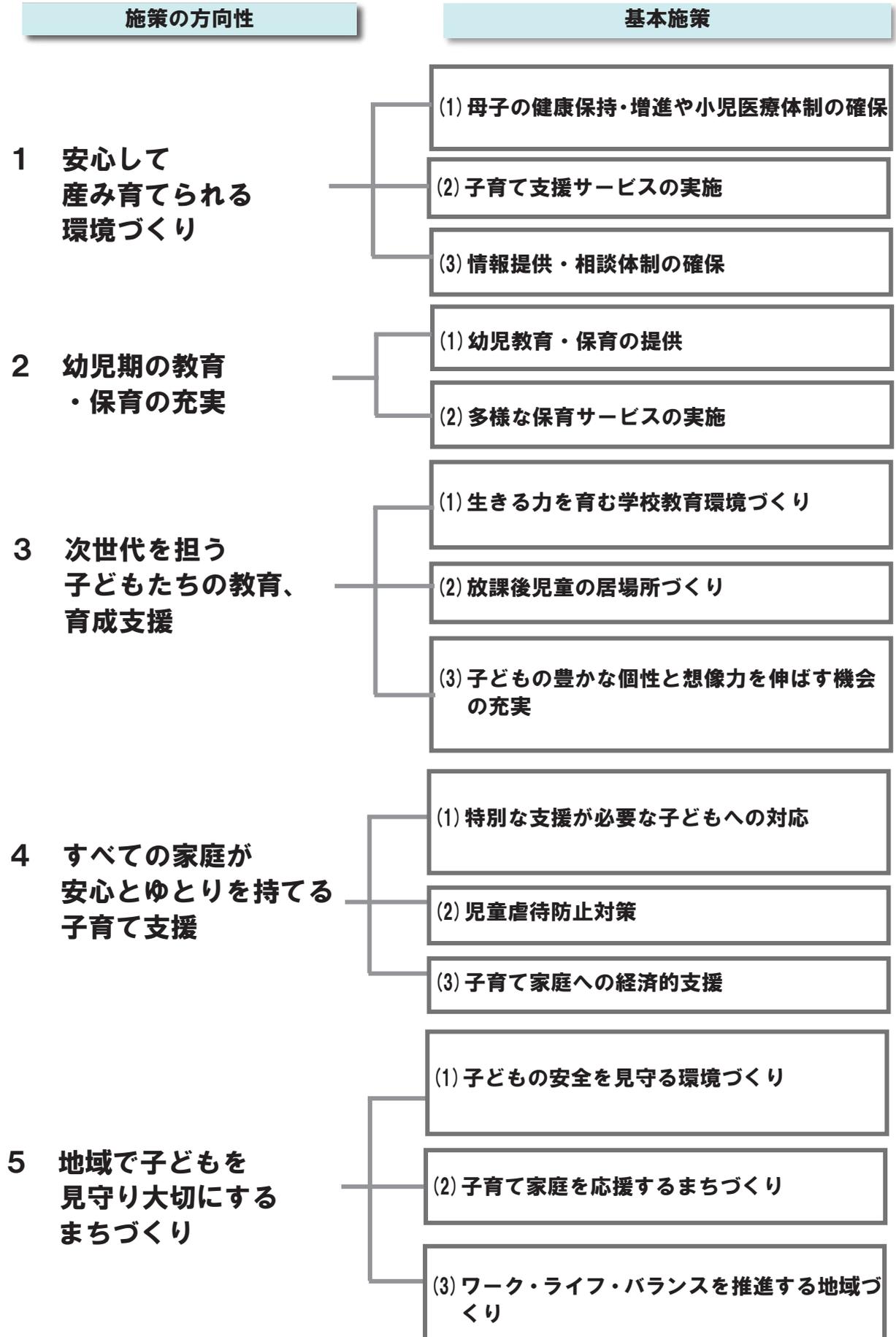
#### 【4 すべての家庭が安心とゆとりを持てる子育て支援】

特別な支援が必要な子どもへの支援、児童虐待防止対策、子育て家庭への経済的支援を行い、すべての家庭が安心とゆとりを持てる子育て支援を進めます。

#### 【5 地域で子どもを見守り大切にするまちづくり】

子どもの安全を見守る環境づくり、子育て家庭を応援するまちづくり、ワーク・ライフ・バランスを推進する地域づくりにより、地域で子どもを見守り大切にするまちづくりを進めます。

### 3 施策の体系



具体的な取組

子ども・子育て支援関連事業（第4章に記載）	次世代育成支援対策関連事業（第5章に記載）	
乳児家庭全戸訪問事業 妊婦健康診査事業	①産前学級の実施 ②産前・産後サポート事業 ③産後ケア事業 ④各種健診事業	⑤健康教育の実施 ⑥各種予防接種事業 ⑦こどもの予防接種スケジュール作成支援事業 ⑧休日や急病時の医療体制の整備
子育て短期支援事業 ファミリー・サポート・センター事業	①幼稚園子育てすこやか広場の実施 ②保育園園庭開放	③社会福祉協議会の子育て支援事業 ④ほのほのタイム事業の実施
利用者支援事業 地域子育て支援拠点事業	①子育てケアプラン作成事業 ②子育て支援チケット事業 ③育児相談等 ④子育てポータルサイトの運営	⑤子育てハンドブックの発行・配布 ⑥ひとり親家庭の相談 ⑦青少年相談事業 ⑧外国人相談窓口の実施
幼児期の学校教育・保育の充実 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	①認可保育所・小規模保育事業所の整備 ②入船保育園建替等事業 ③保育士確保事業	④浦安市就学前「保育・教育」指針の推進 ⑤未就学児の保育・教育環境のあり方検討
一時預かり事業 病児・病後児保育事業 延長保育事業	①休日保育の実施 ②公民館主催事業の保育の実施 ③エンゼルヘルプサービスの実施	④保育サービス評価事業(第三者評価)の実施 ⑤託児保育者派遣事業
	①学校規模適正化事業 ②少人数教育推進事業 ③ふるさとふれあい教育活動推進事業 ④ふるさとやすらやす立志塾の開催 ⑤体力向上推進事業	⑥生命や健康、性教育についての知識の普及推進 ⑦いじめ問題等対策事業 ⑧浦安市いちょう学級の設置 ⑨情報活用能力育成の推進
放課後児童健全育成事業	①児童育成クラブの整備・充実 ②放課後子ども教室の充実	③放課後うらっこクラブに係る評価事業の実施 ④児童センター事業 ⑤青少年館・青少年交流施設事業
	①ふれあい体験「赤ちゃんとおそぼう」事業 ②ブックスタート事業 ③子育て家庭向け図書館事業 ④うらやすこどもクエストの実施 ⑤こどもの広場事業 ⑥子育て家庭向け郷土博物館事業	⑦子育て家庭向け公民館事業 ⑧家庭・地域教育力を高める公民館事業 ⑨青少年リーダーの育成 ⑩青少年交流活動センター(うら・らめーる)事業 ⑪地域での青少年健全育成活動の推進 ⑫(仮称)こども図書館整備事業
	①障がい者福祉推進事業 ②こども発達センター事業 ③保育園、幼稚園、認定こども園、児童育成クラブの利用支援 ④まなびサポート推進事業 ⑤特別支援教育の推進 ⑥福祉用教材及び学校設備の充実	⑦青少年サポート事業 ⑧浦安市学校等における巡回訪問看護事業 ⑨日本語指導員の派遣 ⑩外国につながる幼児への支援 ⑪生活困窮世帯学習支援事業 ⑫青少年自立支援未来塾
養育支援訪問事業	①DV被害者に対する啓発 ②児童虐待を早期発見するための啓発活動	③家庭児童相談 ④要保護児童対策地域協議会
実費徴収に係る補足給付を行う事業	①子育て家庭への経済的支援の実施 ②多子世帯の保育料等の軽減支援事業 ③奨学支援金支給制度	④学校給食費の無償化 ⑤ひとり親家庭就労支援 ⑥ひとり親家庭への経済的支援
	①地域防犯ネットワークの充実 ②移動防犯活動事業 ③学校等防犯対策 ④交通事故防止対策	⑤薬物乱用防止等対策 ⑥子ども向け消費生活学習の推進 ⑦青少年補導員活動・地域パトロールの実施 ⑧子育て世帯に向けた平常時からの防災対策の広報、啓発
	①子育て支援員研修の実施 ②地域子育て応援団事業 ③あかちゃんほっとすてーしょん整備事業	④子育て支援バスポート事業 ⑤子育てを応援するイベント等の支援 ⑥外出環境の整備事業
	①企業への男女の平等な待遇等の意識啓発の推進 ②仕事と育児・介護の両立に関する意識啓発の推進	③女性の職業能力の開発と様々な働き方への支援 ④ワーク・ライフ・バランス優良企業表彰制度の実施 ⑤ワーク・ライフ・バランス推進企業への資金融資

## 第4章 子ども・子育て支援関連事業

本章は、子ども・子育て支援法に基づく教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他同法に基づく業務の円滑な実施に関する事項について定めます。

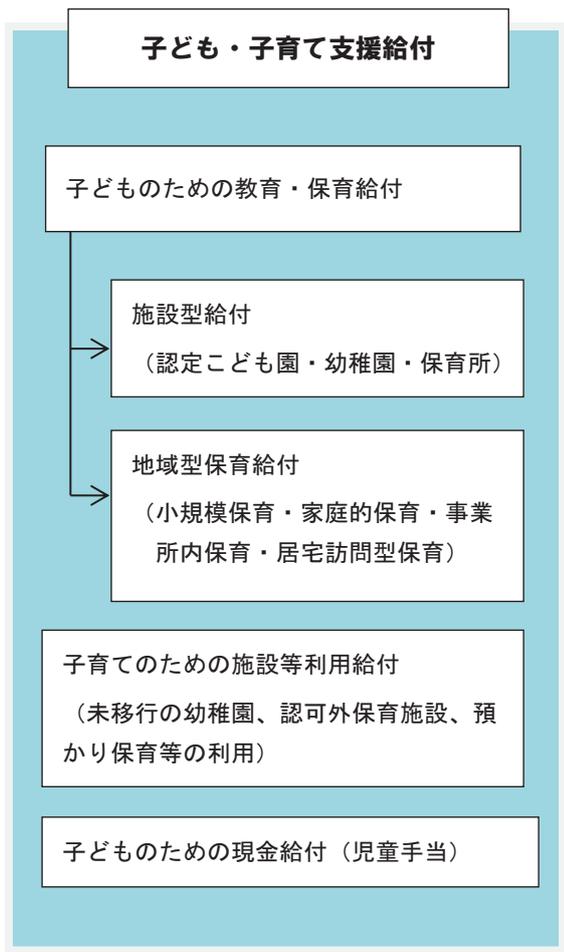
### 1 子ども・子育て支援制度の全体像

#### (1) 制度の全体像

子ども・子育て関連3法に基づき実施される、子ども・子育て支援の制度であり、子ども・子育て支援給付、子ども・子育て支援事業計画により構成されています。

なお、幼児教育・保育の無償化により、新たに施設等利用給付が新設され、施設等利用費が支給されます。

#### 制度における給付・事業の全体像



#### 子ども・子育て支援事業計画

##### 必須記載事項 (必ず定めなければならない事項)

- ① 教育・保育提供区域の設定
- ② 各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- ③ 各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援実施事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- ④ 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容
- ⑤ 市町村における子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容

##### 任意記載事項 (定めるよう努めるとされる事項)

- ① 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設、特定地域型保育事業の円滑な利用の確保に関する事項
- ② 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項
- ③ 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

## 2 子ども・子育て支援給付の概要

### (1) 子ども・子育て支援給付の対象となる施設・事業

#### ① 子どものための教育・保育給付（教育・保育施設）

施設種別	利用できる保護者	対象となる子ども	内 容
幼稚園	制限なし	3歳～就学前	小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校です。教育時間終了後の預かり保育なども実施しています。 新制度に移行している幼稚園は利用料が無償となります。
認可保育園	共働き世帯など、家庭での保育ができない保護者	0歳～就学前	就労などのため家庭で保育できない保護者に代わって保育する施設です。子どもの状況や発達過程を踏まえ、保育園における環境を通して、養護及び教育を行います。 0～2歳は住民税非課税世帯・3歳以上は利用料無償となります。
認定こども園	短時間保育：制限なし 長時間保育：共働き世帯など、家庭での保育ができない保護者	0歳～就学前	小学校就学前の子どもの教育と保育を一体的に提供するとともに、子育て支援事業を行う施設で、幼稚園機能（短時間保育）と保育所機能（長時間保育）の両方の役割を果たします。 0～2歳の住民税非課税世帯・3歳以上は利用料無償となります。

#### ② 地域型保育（地域型保育給付）

地域型保育は、市の認可事業として、待機児童の多い0歳児～2歳児を対象とする事業です。地域の様々な状況に合わせて保育の場を確保します。

事業種別	内 容
家庭的保育	家庭的保育事業者（保育ママ）がその自宅において、家庭的な雰囲気の中で少人数（5人以下）を対象にきめ細やかな保育を行います。
小規模保育	少人数（6～19人）を対象に、家庭的保育に近い雰囲気の中できめ細やかな保育を行います。
事業所内保育	事業所の保育施設などで、従業員の子もだけでなく、地域の保育を必要とする子どもと一緒に保育を行います。
居宅訪問型保育（障がい児向け）	障がい・疾患などで個別のケアが必要な場合などに、保護者の自宅で1対1で保育を行います。
居宅訪問型保育（待機児童向け）	認可保育所の入所が待機となった子どもを対象に保護者の自宅にベビーシッターを派遣し、1対1の保育を行う事業です。

③ 子育てのための施設等利用給付

幼稚園〈未移行〉、認可外保育施設、預かり保育等の利用に係る支援を行います。

施設種別	対象となる子ども	利用支援の内容
子どものための教育・保育給付の対象外である幼稚園	3歳～就学前	新制度の幼稚園における利用者負担額を上限として無償化。
特別支援学校の幼稚部	3歳～就学前	3～5歳の就学前の障がい児の発達支援（いわゆる障害児通園施設）を利用する子どもたちについて、利用料を無償化。
認可外（無認可）保育園	0歳～就学前	保育の必要性があると認定された3～5歳を対象として、認可保育所における保育料の全国平均額までの利用料を無償化。0～2歳については、住民税非課税世帯を対象として、月額4.2万円までの利用料を無償化。
預かり保育事業	3歳～就学前	保育の必要性があると認定を受けた場合には、幼稚園や認定こども園の利用料に加え、利用実態に応じて、認可保育所における保育料の全国平均額（月額3.7万円）と幼稚園保育料の無償化の上限額との差額である最大月1.13万円までの範囲で預かり保育の利用料を無償化。
一時預かり事業 病児保育事業 子育て援助活動 支援事業	0歳～就学前	特定教育・保育施設（保育所・認定こども園）または特定地域型保育事業を利用できていない方で保育の必要性がある場合は、保育所等の利用者との公平性の観点から、施設等利用給付第2・3号認定を受けることにより、認可保育所における保育料の全国平均額（3歳から5歳までの場合、月額3.7万円）まで認可外保育施設等の利用と併せて、施設等利用給付を受けることができます。

※幼稚園〈未移行〉とは、子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園のことです。

④ 地域子ども・子育て支援事業

すべての子育て家庭を支援するため、家庭で子育てをする保護者も利用できる「一時預かり保育」「病児・病後児保育」「地域子育て支援拠点事業」など、地域での様々な子育て支援事業を実施します。

## (2) 保育の必要性の認定

### ① 認定区分

子どものための教育・保育給付や子育てのための施設等利用給付の利用を希望する保護者に、利用のための認定（保育の必要性の認定）を受けていただきます。認定は6つの区分となっており、認定に応じて施設や事業などの利用先が異なります。

認定区分		対象となる子ども	利用できる主な施設・事業
教育・保育給付	1号認定	新制度幼稚園等のみを希望する満3歳以上の就学前の子ども	幼稚園 認定こども園（短時間保育）
	2号認定	満3歳以上で保護者の就労や疾病などにより、家庭での保育が困難な子ども	認可保育園 認定こども園（長時間保育）
	3号認定	満3歳未満で保護者の就労や疾病などにより、家庭での保育が困難な子ども	認可保育園 認定こども園（長時間保育） 地域型保育事業
施設等利用給付	新1号認定	満3歳以上の小学校就学前子どもであって、新2号認定子ども・新3号認定子ども以外のもの	幼稚園、特別支援学校等
	新2号認定	満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した小学校就学前子どもであって、保護者の就労や疾病などにより、家庭での保育が困難な子ども	認定こども園、幼稚園、特別支援学校（満3歳入園児は新3号、年少児からは新2号） 認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業（2歳児まで新3号、3歳児からは新2号）
	新3号認定	満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある小学校就学前子どもであって、保護者の就労や疾病などにより、家庭での保育が困難な子どもの内、保護者及び同一世帯員が市町村民税世帯非課税者であるもの	

### ② 保育を必要とする事由

保育園などで保育を希望する場合の保育認定（2号認定、3号認定、新2号認定、新3号認定）にあたっては、保護者のいずれもが、次のいずれかに該当することが必要です。

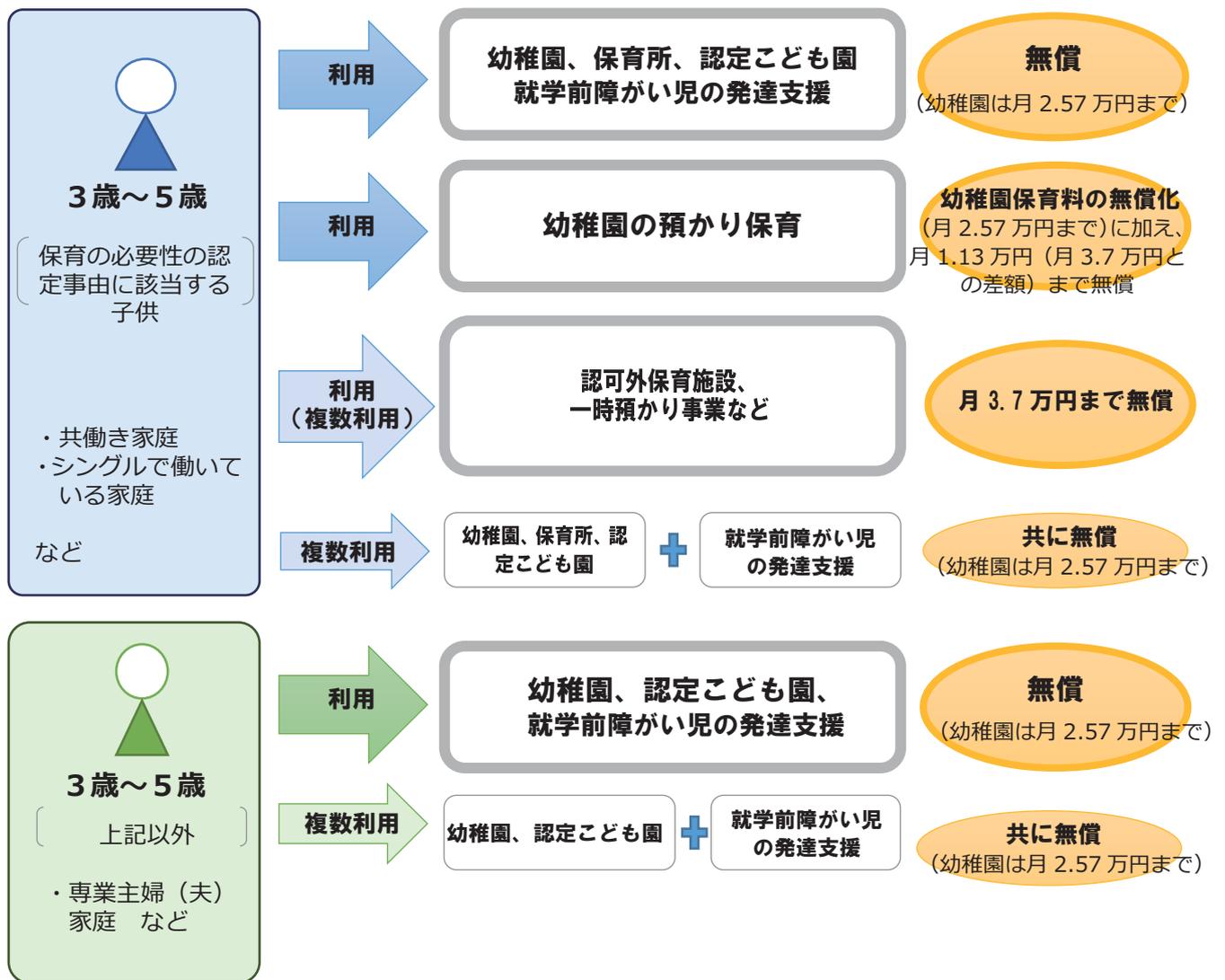
- ・就労（月64時間以上）
- ・妊娠、出産
- ・疾病、障がい
- ・同居または長期入院などを行っている親族の介護・看護
- ・災害復旧
- ・求職活動
- ・就学
- ・虐待やDVのおそれがあること
- ・育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること

### ③ 保育の必要量

保育の必要な時間に応じて、次のいずれかに区分されます。

- ・「保育標準時間」認定：フルタイム就労などを想定した利用時間（11時間以内）
- ・「保育短時間」認定：パートタイム就労などを想定した利用時間（8時間以内）

※幼児教育の無償化の具体的なイメージ



住民税非課税世帯については、0歳～2歳児についても上記と同様の考え方により無償化の対象となる。(認可外保育施設の場合、月 4.2 万円まで無償。)

(注1) 幼稚園の預かり保育や認可外保育施設を利用している場合、無償化の対象となるためには、保育の必要性の認定事由に該当することが必要となる。

(注2) 上記のうち認可外保育施設及びベビーシッターについては、認可外保育施設の届出をし、指導監督の基準を満たすものに限る(ただし、5年間の経過措置として、指導監督の基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする猶予期間を設ける)。

### 3 子ども・子育て支援事業計画における必須記載事項

子ども・子育て支援法に基づく教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他同法に基づく業務の円滑な実施に関する事項のうち、次のとおり必須記載事項について定めます。

#### (1) 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法第61条第2項第1号において、教育・保育提供区域とは、「市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域」とされています。

浦安市では、地域による人口数・施設数の差があること、地域に関わらず事業を利用する方、利用希望の方がいることなどから、見込み量の調整や確保を円滑に図る必要があるため、市全域を1区域と設定し、教育・保育施設や地域の子育て支援等を計画的に整備、推進します。

#### (2) 幼児期の学校教育・保育の充実

##### 幼児期の学校教育・保育の量の見込み、提供体制の確保等

市では、幼稚園、保育園、認定こども園などの利用にあたり、子どもの年齢や保育の必要性に応じて利用のための認定を行います。計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み」は、平成27年度からの実績をもとに、計画策定に係る基礎調査（平成30年11月実施）の結果も活用し定めます。

令和2年度から令和6年度までの計画期間における就学前児童（0歳から5歳まで）の人口推計、幼児期の学校教育・保育の量の見込み、提供体制の確保方策等は下表のとおりです。

##### ◆就学前児童の人口推計（人）

年齢	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
0歳	1,330	1,326	1,337	1,341	1,356	1,384	1,403
1～2歳	2,809	2,795	2,740	2,723	2,756	2,787	2,856
3～5歳	4,220	4,302	4,261	4,222	4,205	4,221	4,275
合計	8,359	8,423	8,338	8,286	8,317	8,392	8,534

※各年4月1日現在

※平成30年度・令和元年度は実績値、住民基本台帳より引用

※令和2年度からの推計値は、平成31年3月に見直したもの

◆1号認定

認定区分	対象となる子ども	利用できる施設
1号認定	満3歳以上で教育を希望	幼稚園、認定こども園

◆1号認定の量の見込みに対する確保方策（人）

1号認定		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
人口推計（3-5歳）		4,220	4,302	4,261	4,222	4,205	4,221	4,275
①量の見込み		1,863	1,847	1,749	1,657	1,581	1,516	1,468
② 確保 方策	幼稚園、 幼稚園型こども園 (特定教育・保育施設)	1,720	1,580	1,580	1,580	1,580	1,580	1,580
	確認を受けない 幼稚園	749	769	769	769	769	769	769
② - ①		606	502	600	692	768	833	881

※平成30年度・令和元年度は実績値

※上記の「確認を受けない幼稚園」とは、国で創設された「施設型給付」対象の幼稚園とならず、施設型給付に伴う市の「確認」を受けない幼稚園のことをいいます。

なお、「確認を受けない幼稚園」は、平成27年度以降の計画期間内において、希望に応じて市の「確認」を受けることで、特定教育・保育施設へ移行することが可能となっています。

**量の見込み・確保方策の考え方**

人口推計に幼稚園等の利用率（人口に対する、入園者数の割合）を乗じて量の見込みを算出しました。幼稚園等の利用率は、令和元年度を基準値とし、意識調査における潜在的保育ニーズの増加見込みを幼稚園ニーズの減少と捉えて、減少率（年4%）として加味しました。

幼児期の学び環境の充実を図るため、引き続き公立幼稚園・認定こども園の全園で3年保育を実施します。

◆2号認定

認定区分	対象となる子ども	利用できる施設
2号認定	満3歳以上で教育・保育を希望	認可保育園、認定こども園

◆2号認定の量の見込みに対する確保方策（人）

2号認定		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
人口推計（3-5歳）		4,220	4,302	4,261	4,222	4,205	4,221	4,275
①量の見込み		1,993	2,100	2,163	2,230	2,309	2,411	2,541
② 確保 方策	認可保育園等	1,995(31)	2,040(33)	2,253(40)	2,478(44)	2,566(46)	2,632(48)	2,665(49)
	幼稚園型認定こども園 (特定教育・保育施設)	250(9)	275(11)	275(11)	275(11)	275(11)	275(11)	275(11)
	計	2,245	2,315	2,528	2,753	2,841	2,907	2,940
②－①		<b>252</b>	<b>215</b>	<b>365</b>	<b>523</b>	<b>532</b>	<b>496</b>	<b>399</b>

※平成30年度・令和元年度は実績値  
 ※かっこ内は想定園数

量の見込み・確保方策の考え方

人口推計に保育施設等の利用率（人口に対する、入園及び待機者数の割合）を乗じて量の見込みを算出しました。保育施設等の利用率は、令和元年度を基準値とし、意識調査における潜在的保育ニーズの増加見込み等から、増加率（年4%）を加味して設定しました。

量の見込みに応じ、年度内での需要増に対応できるよう、認可保育園の整備を中心に、確保方策を算出しました。

◆3号認定

認定区分	対象となる子ども	利用できる施設・事業
3号認定	満3歳未満で保育を希望	認可保育園、認定こども園、地域型保育事業

◆3号認定の量の見込みに対する確保方策（人）

3号認定 (0歳)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	
人口推計 (0歳)	1,330	1,326	1,337	1,341	1,356	1,384	1,403	
①量の見込み	321	308	317	324	334	348	360	
②確保方策	認可保育園等	297(31)	318(33)	356(40)	380(44)	392(46)	404(48)	410(49)
	地域型保育	4(1)	12(2)	18(6)	21(7)	21(7)	21(7)	21(7)
	計	301	330	374	401	413	425	431
② - ①	-20	22	57	77	79	77	71	

3号認定 (1-2歳)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	
人口推計 (1-2歳)	2,809	2,795	2,740	2,723	2,756	2,787	2,856	
①量の見込み	1,291	1,348	1,348	1,366	1,411	1,455	1,520	
②確保方策	認可保育園等	1,127(31)	1,187(33)	1,330(40)	1,418(44)	1,460(46)	1,502(48)	1,523(49)
	地域型保育	8(1)	16(2)	78(6)	86(7)	86(7)	86(7)	86(7)
	計	1,135	1,203	1,408	1,504	1,546	1,588	1,609
② - ①	-156	-145	60	138	135	133	89	

※平成30年度・令和元年度は実績値

※かっこ内は想定園数

※上記の「地域型保育事業」とは、待機児童の多い0～2歳児を主な対象とした少人数の子どもを保育する事業で、浦安市では以下の2種類があります。なお、保育ママは、各年齢別の定員設定が無いいため、確保方策からは除いています。

- ・小規模保育：利用定員6人以上19人以下の小規模な施設できめ細やかな保育を行うサービス
- ・家庭的保育（保育ママ）：利用定員5人以下で保育ママの居宅などで家庭的な雰囲気で行う保育サービス

量の見込み・確保方策の考え方

人口推計に保育施設等の利用率（人口に対する、入園及び待機者数の割合）を乗じて量の見込みを算出しました。保育施設等の利用率は、令和元年度を基準値とし、意識調査における潜在的保育ニーズの増加見込み等から、増加率（年2%）を加味して設定しました。

量の見込みに応じ、年度内での需要増に対応できるように、認可保育園の整備を中心に、確保方策を算出しました。

### (3) 幼児教育・保育等の質の確保及び向上

#### ① 幼稚園（幼稚園型認定こども園を含む。以下同じ）・保育園・小学校等との円滑な接続の推進

幼稚園・保育園・小学校等との円滑な接続を推進する観点から、市の就学前保育・教育指針による連携・接続の意識啓発、各中学校における園児と小学校児童との交流活動、幼稚園教諭・保育士と小学校教諭との合同研修会の開催、幼稚園教諭・保育士等による小学校の授業参観、小学校教諭による教育・保育施設の保育参観、接続を意識したカリキュラムの作成などについて、実施・支援します。

#### ② 幼稚園教諭・保育士等に対する研修の充実等による資質向上

幼稚園教諭・保育士等の資質向上を図るため、引き続き、各職階・役割に応じた研修（園長、主任教諭、副園長、中堅職員、初任者向けなど）を実施します。

また、公私・施設類型を超えた合同会議を開催し、幼児期の学校教育・保育に関する国の動向を踏まえた研修会や各園の保育に関する取組等の情報共有を行います。

保育園の整備に伴い、今後も様々な新規事業者の参入が見込まれます。また、幼児教育・保育の無償化により、認可外保育施設の適正な運営について市が把握等をする必要があります。このようなことから、各施設の保育の質を確保するため、守るべき基本的事項を定めた浦安版「保育の質のガイドライン」を策定します。

#### ③ 保育士等の処遇改善を始めとする労働環境への配慮

保育士の労働環境の整備・改善を図るため、私立保育園等に対し、保育士の賃金の上乗せを行う保育士等処遇改善費補助事業、保育士の居住支援を行う私立保育所等保育士等宿舍借上げ支援事業等による補助金を交付します。

**(4) 地域子ども・子育て支援事業等の充実**

幼児期の学校教育・保育のほか、子ども・子育て家庭を対象とする事業として、下表の事業を展開、充実します。なお、地域子ども・子育て支援事業の対象事業の範囲は、子ども・子育て支援法で定められています。

さらに、子育てのための施設等利用給付については、幼稚園、保育園、認定こども園、障害児通園施設に加えて、新制度に移行していない幼稚園、預かり保育、認可外保育施設等も保護者の負担軽減を図ります。

**◆地域子ども・子育て支援事業一覧**

地域子ども・子育て支援事業	担当課	事業内容
①利用者支援事業	こども課 母子保健課	子育て家庭や妊産婦が必要な支援を行うため、子育てについての相談に面接・電話で応じるとともに、産前・産後の保護者に子育てケアプランを作成します。
②地域子育て支援拠点事業	保育幼稚園課 こども課	認可保育園に併設されている子育て支援センターやつどいの広場で、親子が交流できる場や子育てに関する相談・情報を提供します。
③一時預かり事業 預かり保育 その他一時預かり	保育幼稚園課 こども課	幼稚園型認定こども園で行う預かり保育のほか、家庭保育を行っている家庭で一時的に保育が困難になった場合に、保育園などで一時預かりを行います。
④乳児家庭全戸訪問事業	母子保健課	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握を行い、支援が必要な家庭に対して助言や適切なサービス提供を行います。
⑤養育支援訪問事業	こども家庭支援センター	家庭相談員や保健師等が、乳児家庭全戸訪問事業等により把握した子育てへの不安感・孤立感が高い家庭や、児童虐待に至る可能性が高いと考えられる家庭、若年保護者の家庭へ訪問し、助言・指導を行います。
⑥ファミリー・サポート・センター事業	こども課	育児の援助を受けたい人、育児の援助を行いたい人の相互援助活動により、地域で子育て家庭の育児を支援します。
⑦子育て短期支援事業	こども課	保護者が病気、看護、出産、出張、育児疲れなどで、一時的に子どもの養育が困難になったときに保護者に代わり保育を行います。
⑧延長保育事業	保育幼稚園課	認可保育園で、基本の保育時間を超えて子どもの預かりを行います。
⑨病児・病後児保育事業	保育幼稚園課	病気や病気の回復期のため、集団保育が困難な子ども（病児・病後児）を病院や保育園に併設された施設で預かります。
⑩放課後児童健全育成事業	青少年課	保護者が就労等により昼間家庭にいない場合などに、小学校区ごとに設置した施設で子どもの生活の場を提供します。
⑪妊婦健康診査事業	母子保健課	妊娠期の母子の健康や安全を確保するため、妊娠期間中に合計14回まで、医療機関で健診を受けることができます。
⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業	保育幼稚園課	生活保護受給者世帯等の子どもが特定教育・保育施設等の利用をする際に、必要とされる日用品・文房具等の購入に要する費用または行事への参加に要する費用の補助を行います。
⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業	保育幼稚園課	教育・保育施設等に新規参入する事業者に対して、保育園勤務経験のある保育士等の事業経験のある者を活用した巡回支援等（事業運営や事業実施に関する支援及び実地支援、相談助言等）を行います。

計画期間における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保、内容、実施時期（確保方策）を以降のとおり設定します。

① 利用者支援事業

子育て家庭や妊産婦に必要な支援を行うため、子育てについての相談に面接・電話で応じるとともに、産前・産後の保護者に子育てケアプランを作成します。

◆量の見込み、確保方策

利用者支援		平成30年度 実績値 (2018)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
量の見込み 確保方策	基本型・特定型 (箇所)	1	1	1	1	1	1
	母子保健型 (箇所)	1	1	1	1	1	1

量の見込み算出方法・確保方策の考え方

市役所（子育て相談室）において、基本型・特定型を実施し、健康センターにおいて、母子保健型を実施しています。

② 地域子育て支援拠点事業

子育て支援センターや、認可保育園に併設されている地域子育て支援センター、「つどいの広場」で、親子が交流できる場や子育てに関する相談・情報を提供します。

◆量の見込み、確保方策

地域子育て支援 拠点事業	平成30年度 実績値 (2018)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
量の見込み（人日）	45,506	43,766	41,935	40,584	39,483	38,712
確保方策（箇所）	11	11	11	11	11	11

量の見込み算出方法・確保方策の考え方

平成30年度の利用率を基準値とし、利用率の平成27年度から平成30年度の過去4年間の変化率と人口推計から算出。過去4年間の実績値も減少傾向であることから、今後も同様に推移していくものと設定しました。

引き続き、子育て支援センター1か所、地域子育て支援センター8か所、つどいの広場2か所で実施します。

◆地域子育て支援拠点一覧（令和2年3月現在）



地域子育て支援拠点 11 施設

子育て支援センター

地域子育て支援センター

- ・高洲保育園
- ・海園の街保育園
- ・弁天保育園
- ・浦安駅前保育園
- ・入船北保育園
- ・しおかぜ保育園
- ・ポピンスナーリースクール新浦安
- ・愛和元町保育園

つどいの広場

- ・明海つどいの広場
- ・堀江つどいの広場

③ 一時預かり事業

幼稚園型認定こども園で行う預かり保育のほか、家庭保育を行っている家庭で一時的に子どもの保育が困難になった場合に、保育園などで一時預かりを行います。

1) 幼稚園型認定こども園における在園児を対象とした預かり保育

保護者の就労や傷病等による入院、病気等で家庭での保育が困難になった園児を幼稚園型認定こども園の教育時間の前後に家庭的な雰囲気の中で預かります。

◆量の見込み、確保方策

預かり保育		平成30年度実績値(2018)	令和2年度(2020)	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和6年度(2024)
① 量の見込み	1号認定による利用(人日)	14,867	13,826	13,306	12,905	12,572	12,371
	2号認定による利用(人日)	30,895	36,843	37,504	38,495	39,651	41,303
② 方策確保	(人日)	-	80,190	80,190	80,190	80,190	80,190
	(箇所)	9	11	11	11	11	11
② - ①(人日)		-	29,521	29,380	28,790	27,967	26,516

※参考値(平成30年度在園児数)  
幼稚園型認定こども園: 1,720人

量の見込み算出方法・確保方策の考え方

幼稚園の認定こども園への移行が完了したため、今後は令和元年度の利用率で推移すると見込み、公立幼稚園・認定こども園利用者数から見込みを設定しました。

確保方策としては、引き続き需要をまかなえるよう、認定こども園において一時預かりを実施します。

◆預かり保育を実施する公立幼稚園型認定こども園一覧（令和2年3月現在）



預かり保育を実施する公立幼稚園型認定こども園・幼稚園 11施設

公立幼稚園型認定こども園

- ・若草認定こども園
- ・みなみ認定こども園
- ・北部認定こども園
- ・堀江認定こども園
- ・美浜南認定こども園
- ・舞浜認定こども園
- ・美浜北認定こども園
- ・明海認定こども園
- ・見明川認定こども園
- ・神明認定こども園
- ・入船南認定こども園

2) 保育園・幼稚園・一時預かり専用施設で実施する一時預かり、ファミリー・サポート・センター（就学前）、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）

◆量の見込み、確保方策

その他一時預かり		平成30年度 実績値 (2018)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
①量の見込み（人日）		44,100	44,910	44,284	44,008	43,946	44,205
②確保方策	保育園・幼稚園・ 一時預かり専用施設で の一時預かり（人日）	40,513	49,086	49,086	49,086	49,086	49,086
	ファミリー・サポー ト・センター（就学前） （人日）	3,587	4,055	4,113	4,212	4,339	4,509
	子育て短期支援事業 （トワイライトステイ） （人日）	-	2,513	2,513	2,513	2,513	2,513
② - ①（人日）		-	10,744	11,428	11,803	11,992	11,903

※参考値（平成30年度実利用者）

保育園・幼稚園・一時預かり専用施設での一時預かり：4,353人（すまいるルームは登録者数：3,191人）

ファミリー・サポート・センター：310人（子ども）

量の見込み算出方法・確保方策の考え方

保育園・幼稚園・一時預かり専用施設での一時預かり

就労利用が年々減少しており、代わって私的利用が増加しているため、今後の利用率も同様の推移になると見込み、平成27年度から令和元年度の過去5年間の増減率と今後の保育園利用者数から見込みを設定しました。

引き続き需要をまかなえるよう保育園・幼稚園・専用施設において一時預かりを実施します。

ファミリー・サポート・センター事業（就学前）

実施年度により利用件数の増減が大きいため、平成27年度から平成30年度の過去4年間の平均利用率と今後の保育園利用者数から見込み量を設定しました。

子育て短期支援事業（トワイライトステイ）

市内で新たに事業実施となるため、確保体制を見込み量として設定しました。

◆一時預かり実施施設一覧（令和2年3月現在）



一時預かり実施施設 16 施設  
 (保育園・幼稚園・一時預かり専用施設)

保育園

- ・東野保育園
- ・高洲保育園
- ・弁天保育園
- ・浦安駅前保育園
- ・しおかぜ保育園
- ・ポピンズナーサリースクール新浦安
- ・愛和元町保育園
- ・渋谷教育学園浦安こども園
- ・ポピンズナーサリースクール浦安
- ・新浦安きらきら保育園

幼稚園等での理由を問わない一時預かり

- ・すまいるルーム (富岡ルーム)
- ・すまいるルーム (日の出ルーム)
- ・すまいるルーム (青葉ルーム)
- ・保育室アリエ

一時預かり専用施設での一時預かり

- ・保育室ゆるり
- ・明海つどいの広場 (子育てテラスふらっと)

④ 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握を行い、支援が必要な家庭に対して助言や適切なサービス提供を行います。

◆量の見込み、確保方策

乳児家庭全戸訪問事業	平成30年度実績値(2018)	令和2年度(2020)	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和6年度(2024)
0歳人口推計(人)	1,330	1,337	1,341	1,356	1,384	1,403
量の見込み(人)	1,268	1,337	1,341	1,356	1,384	1,403
訪問率(%)	※95.3	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

※長期里帰り等のため期間内の訪問ができなかったため

量の見込み算出方法・確保方策の考え方

令和2年度から令和6年度の0歳児の推計児童数を量の見込みとして設定しました。

⑤ 養育支援訪問事業

家庭相談員や保健師等が、乳児家庭全戸訪問事業等により把握した子育てへの不安感・孤立感が高い家庭や、児童虐待に至る可能性が高いと考えられる家庭、若年保護者の家庭へ訪問し、助言・指導を行います。

◆量の見込み、確保方策

養育支援 訪問事業	平成30年度 実績値 (2018)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
量の見込み (訪問世帯数：世帯)	75	69	68	67	66	66
量の見込み (延べ訪問世帯数：世帯)	219	245	242	237	235	234

量の見込み算出方法・確保方策の考え方

実績をもとに平成27年度から平成30年度の過去4年間の平均利用率で今後も推移していくものとして設定しました。

⑥ ファミリー・サポート・センター（就学児）

育児の援助を受けたい人（おねがい会員）、育児の援助を行いたい人（まかせて会員）、両方とも希望をする人（どっちも会員）が、地域の中で支えあいながら子育てを行う会員組織です。会員相互の援助活動により、子育てをする家庭の育児を支援します。

◆量の見込み、確保方策

ファミリー・サポート ・センター（就学児）		平成30年度 実績値 (2018)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
①量の 見込み	低学年（人日）	2,259	2,232	2,337	2,462	2,541	2,628
	高学年（人日）	435	424	423	417	426	440
②確保方策（人日）		-	2,656	2,760	2,879	2,967	3,068
② - ①（人日）		-	0	0	0	0	0

※参考値（平成30年度実利用者）

ファミリー・サポート・センター：310人（子ども）

量の見込み算出方法・確保方策の考え方

平成30年度の利用率を基準値にし、基礎調査から保護者の就労意向を反映し、量の見込みを設定しました。

⑦ 子育て短期支援事業（こどもショートステイ）

保護者が病気、看護、出産、出張、育児疲れなどで、一時的に子どもの養育が困難になったときに保護者に代わり施設において保育を行います。

平成30年4月現在、市川市の児童福祉施設で実施しています。

◆量の見込み、確保方策

子育て短期支援事業	平成30年度 実績値 (2018)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
①量の見込み（人日）	77	171	225	221	219	218
②確保方策（人日）	359	717	1,077	1,077	1,077	1,077
②－①（人日）	-	603	852	856	858	859

※参考値（平成30年度実利用者）

子育て短期支援事業：6世帯7人

量の見込み算出方法・確保方策の考え方

平成27年度から平成30年度の利用率の過去4年間の変化率から算出した令和2年度の見込み数を基準値とし、近隣市が実施場所を市内に変更した際の利用率が約2倍になっていることから、同程度の増加になるとして見込み量を設定しました。

⑧ 延長保育事業

認可保育園において、保護者の就労形態、通勤時間などにより、基本保育時間内にお迎えができない場合、基本保育時間の前後に保育時間を延長して子どもを預かります。

◆量の見込み、確保方策

延長保育事業	平成30年度 実績値 (2018)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
量の見込み（人）	2,510	2,610	2,672	2,764	2,873	3,014
確保方策（人）	-	2,751	2,937	3,034	3,115	3,156

量の見込み算出方法・確保方策の考え方

過去4年の利用率（認可保育園入園者に対する延長保育利用者の割合）に大きな差がみられないため、平成27年度から平成30年度の過去4年間の平均利用率を、認可保育園の利用者に乗じて量の見込みを算出しました。

今後も同様の傾向が続くと想定し、認可保育園の定員数に平均利用率を乗じて確保方策（人）を算出しました。

⑨ 病児・病後児保育事業

病気や病気回復期のため、集団保育や家庭での保育が困難な子ども（病児・病後児）を病院や保育園に併設された施設で預かります。

◆量の見込み、確保方策

病後児保育事業	平成30年度 実績値 (2018)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
①量の見込み（人日）	1,200	1,386	1,419	1,468	1,525	1,600
②確保方策（人日）	-	1,621	1,621	1,621	1,621	1,621
② - ①（人日）	-	235	202	153	96	21

※参考値（平成30年度）

病児・病後児保育登録者：671人

量の見込み算出方法・確保方策の考え方

病児保育事業は、平成30年3月から実施したため、直近の令和元年度半期での病児・病後児事業の利用率に、主に本事業を利用する保育園入園者数を乗じて見込みを設定しました。

確保方策としては、引き続き病院併設施設において病児保育事業を、保育園併設施設において病後児保育事業を実施します。

◆病児・病後児保育事業実施施設一覧（令和2年3月現在）



病児・病後児保育事業実施施設 4施設

病児保育施設

- ・順天堂大学医学部付属浦安病院病児・病後児保育室「みつばち うらやす」
- ・浦安中央病院「ぱんだルーム」

病後児保育施設

- ・ポピズナーサリースクール新浦安「アクアルーム」
- ・ポピズナーサリースクール浦安「ポピンズルーム」

⑩ 放課後児童健全育成事業

昼間保護者が留守となる家庭の児童及び療育手帳等の交付を受けている特別な支援を必要とする児童を対象として、小学校区ごとに設置した児童育成クラブで放課後児童支援員のもと、放課後に支援を行います。

◆量の見込み、確保方策

放課後児童健全育成事業		平成30年度実績値(2018)	令和2年度(2020)	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和6年度(2024)
人口推計(人)	1年生(6歳)	1,444	1,467	1,458	1,410	1,424	1,420
	2年生(7歳)	1,516	1,372	1,475	1,463	1,415	1,429
	3年生(8歳)	1,580	1,460	1,380	1,482	1,468	1,421
	4年生(9歳)	1,634	1,520	1,465	1,389	1,490	1,473
	5年生(10歳)	1,630	1,589	1,524	1,471	1,397	1,498
	6年生(11歳)	1,715	1,613	1,590	1,528	1,477	1,405
	合計	9,519	9,021	8,892	8,743	8,671	8,646
①量の見込み(人)	1年生(6歳)	595	723	757	754	777	788
	2年生(7歳)	622	590	659	667	651	666
	3年生(8歳)	587	561	540	588	586	568
	4年生(9歳)	399	392	383	368	401	402
	5年生(10歳)	6	276	268	261	250	276
	6年生(11歳)	4	157	153	152	149	144
	合計	2,213	2,699	2,760	2,790	2,814	2,844
需要率(%)	1年生(6歳)	41.2	49.3	51.9	53.5	54.6	55.5
	2年生(7歳)	41.0	43.0	44.7	45.6	46.0	46.6
	3年生(8歳)	37.1	38.4	39.1	39.7	39.9	40.0
	4年生(9歳)	24.4	25.8	26.1	26.5	26.9	27.3
	5年生(10歳)	0.3	17.4	17.6	17.7	17.9	18.4
	6年生(11歳)	0.2	9.7	9.6	9.9	10.1	10.2
②確保方策(人)	1年生(6歳)	-	723	757	754	777	788
	2年生(7歳)	-	590	659	667	651	666
	3年生(8歳)	-	561	540	588	586	568
	4年生(9歳)	-	392	383	368	401	402
	5年生(10歳)	-	276	268	261	250	276
	6年生(11歳)	-	157	153	152	149	144
	合計	-	2,699	2,760	2,790	2,814	2,844
参考(人)	施設定員	-	2,325	2,365	2,365	2,500	2,500
	最大入所決定者数	-	2,790	2,838	2,838	3,000	3,000
②①(人)	1年生(6歳)	-	0	0	0	0	0
	2年生(7歳)	-	0	0	0	0	0
	3年生(8歳)	-	0	0	0	0	0
	4年生(9歳)	-	0	0	0	0	0
	5年生(10歳)	-	0	0	0	0	0
	6年生(11歳)	-	0	0	0	0	0
	合計	-	0	0	0	0	0

**量の見込み算出方法・確保方策の考え方**

小学生の人口は減少傾向だが、就労ニーズは高まっていることから、児童育成クラブの入会児童数は増加傾向になると見込み、1～4年生は、人口推計に対し、入会率実績と今後の就労ニーズの変化率等を加味し算出。また、5・6年生については、児童育成クラブ利用者アンケートの入会希望率をもとに算出しました。

また、確保方策は、児童育成クラブの年間登所率が80%程度となっているため、施設定員の120%を「最大入所決定者数」としており、それを参考に算出しました。

今後、施設定員確保のため小学校の余裕教室の活用をはじめ、近隣の公共施設や民間学童の活用等を検討します。

**⑪ 妊婦健康診査**

妊婦健康診査の徹底を図り、異常の早期発見に努め、適切な治療や指導等により、母体及び胎児の健康を促すことを目的として、妊娠期間中に合計14回まで、健康診査受診票を利用して医療機関で健診を受けることができます。

受診票を利用できない医療機関で受診した場合は、健康診査費用の助成をします。

**◆妊婦健康診査の量の見込み、確保方策**

妊婦健康診査	平成30年度 実績値 (2018)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
量の見込み（受診票配付件数：件）	1,345	1,351	1,355	1,369	1,397	1,415
1人あたりの健診回数（回）	14	14	14	14	14	14
健診回数 (受診人数×1人あたりの回数：回)	15,015	18,914	18,970	19,166	19,558	19,810

※参考値（平成30年度）

受診率（14回受診者）：79.7%

**量の見込み算出方法・確保方策の考え方**

平成27年度から平成30年度の過去4年間の配布率と人口推計から量の見込みを設定しました。なお、平成30年度の受診回数は早産や流産等あることから、平均1.1回程度となっています。

**⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業**

生活保護受給者世帯等の子どもが、特定教育・保育施設等の利用をする際に、必要とされる日用品・文房具等の購入に要する費用または行事への参加に要する費用の補助を行います。

**⑬ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業**

教育・保育施設等に新規参入する事業者に対して、保育園勤務経験のある保育士等の事業経験のある者を活用した巡回支援等（事業運営や事業実施に関する支援及び実地支援、相談助言等）を行います。

## 4 子ども・子育て支援事業計画における任意記載事項

子ども・子育て支援法に基づく教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他同法に基づく業務の円滑な実施に関する事項のうち、次のとおり任意記載事項について定めます。

### (1) 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設、特定地域型保育事業の円滑な利用の確保に関する事項

本計画の策定にあたり、平成30年に実施した子ども・子育て支援に関するアンケート調査の結果を踏まえ、本計画では計画期間である令和2年度から令和6年度までの特定教育・保育施設等に対する量の見込み及び確保方策を定めています。この5か年の量の見込み及び確保方策をもとに、産前・産後休業、育児休業明けの特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に向け、計画的な整備を実施するとともに、認可保育園等における保育士資格を有していない保育従事者の保育士資格取得を促進し、人材の確保を図ります。

さらに、地域の教育・保育に係る提供体制を確保し、保護者が利用を希望する際に、多様な選択ができる環境を整えます。

また、保護者が産後休業、育児休業後に利用する特定教育・保育施設等を事前に把握し、適切な選択ができるように、子育てハンドブックや子育てポータルサイトなどの情報媒体を活用した情報提供を行うとともに、妊娠後の子育てケアプラン作成時に、育児休業の取得期間や就労の有無に応じた休業明けの保育利用について、保護者に寄り添いながら今後の見通しを立てるなど、特定教育・保育施設や特定地域型保育事業等の円滑な利用へつなげます。

### (2) 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項

#### ① 児童虐待防止対策等

児童虐待を未然に防ぐための子育て支援の推進や児童虐待の防止を目的とした「浦安市の子どもをみんなで守る条例」に基づき、児童虐待の早期発見を促すための保育士、教職員、児童福祉に携わる職員等に向けた研修会や市民向けの広報、啓発を行うとともに、子ども自身が児童虐待に気づき、自ら相談ができるように相談先の周知を図ります。

また、「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」の連携を図るとともに、各種相談事業、乳児家庭全戸訪問、保健師による保健指導、母子保健推進員や産前・産後サポーターの訪問、子育て短期支援事業の利用等を通じて、育児不安や育児ストレスがある家庭、特定妊婦、問題を抱えた家庭を早期に発見し、養育支援訪問事業等の適切な支援を継続的に行います。

さらに、児童虐待を受けたと思われる児童とその保護者に対しては、要保護児童対策地域協議会による各関係機関との情報共有や児童相談所との連携強化により、各家庭の状況に応じた細やかな支援を継続して実施し、児童虐待の防止に努めます。

## ② ひとり親家庭の自立支援

ひとり親家庭等の生活の安定と自立を促進し、子どもの健やかな成長を図るため、母子・父子自立支援員によるひとり親家庭の生活などの相談支援や自立に必要な指導・助言を行うとともに、未就学児のいるひとり親家庭で、父母が病気・就職活動などで一時的に生活援助を必要としている場合や生活環境の変化などで日常生活に支障が生じている場合に、ホームヘルパーの派遣を行います。

また、ひとり親家庭の自立促進を目的として、パソコン教室、就労支援講座の開催やハローワークなどの関係機関と連携を取りながら、個別の自立支援プログラムを策定することに加え、ひとり親家庭の就業をより効果的に促進するため、教育訓練講座や高等技能訓練の受講者に給付金を支給します。

さらに、経済的負担の軽減を目的に、18歳未満の子ども及びその親が病院などで保険診療を受けた場合の医療費の一部助成や賃貸住宅に暮らすひとり親家庭への住宅手当の支給を行うほか、保育園の入園、児童育成クラブや子育て短期支援事業などの利用における配慮を図ります。

## ③ 障がい児等支援

児童発達支援センターの指定を受けたこども発達センターが、中核的な療育支援の施設として、地域全体への療育支援機能の強化を図ります。

幼稚園（認定こども園含む）、保育園においては、必要に応じて補助教員等を配置し、障がいのある子ども等の支援体制の充実を図ります。小中学校の通常の学級及び特別支援学級においては、特別な教育的支援を必要とする子ども一人ひとりのニーズに応じたきめ細やかな教育を推進します。また、市立小中学校、幼稚園（認定こども園含む）、保育園及び児童育成クラブにおける巡回訪問看護事業として、巡回訪問看護を必要とする子どもの支援をします。

さらに、計画相談等を通じたサポートファイルの活用や、青少年サポート事業等を通じて、ライフステージを通じた途切れのない支援体制を推進していきます。

なお、障がい児等への支援は浦安市障がい者福祉計画により実施することとします。

障がい児への支援事業【浦安市障がい者福祉計画（平成30～32年度）より一部抜粋】

サービス名	内容	主な利用対象者像
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。	療育の観点から集団及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の児童
医療型児童発達支援	児童発達支援のサービスとともに、治療も行います。	肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練または医療的管理下での支援が必要であると認められた未就学の児童
放課後等デイサービス	放課後や夏休みなどの長期休暇中において、生活能力向上のための訓練などを継続的に行い、自立を促します。また、放課後などの居場所づくりとしての役割も担います。	小中高校生で、授業の終了後または休業日に支援が必要と認められた児童
保育所等訪問支援	集団生活への適応のための専門的な支援を行い、保育所などの安定した利用を目指します。	保育所などを現在利用中または利用を予定している児童で当該施設を訪問し、専門的な支援が必要と認められた児童 ※平成30年度より、乳児院・児童養護施設に入所している児童も認められます。
障害児相談支援	障害児通所支援の支給決定または支給決定の変更前、障害児支援利用計画の作成を行います。	身体・知的・精神に障がいのある児童または治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって、障がいの程度が厚生労働大臣が定める程度である児童
居宅訪問型児童発達支援【平成30年度新規事業】	居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与の支援を行います。	重度の障がいのある児童であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な児童

### (3) 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

#### ① 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

厚生労働省が定める「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」には、「誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たす一方で、子育て・介護の時間や、家庭、地域、自己啓発等にかかる個人の時間を持てる健康で豊かな生活ができるよう、今こそ、社会全体で仕事と生活の双方の調和の実現を希求していかなければならない。」とあります。

仕事と生活の調和の実現のためには、労働者が自らの仕事と生活の調和の在り方について考え、周囲の理解を得ながらその実現を目指すとともに、企業側による業務の見直しや職場風土の改革等がより一層必要となります。

そのため、市民に向けた仕事と家庭生活の両立に関する講座の開催、育児・介護休業制度に関する情報提供や啓発に加え、新しい働き方に対する選択肢を増やすため、女性の再就職支援講座、労働相談、再就職に関する情報提供や相談などを実施します。

企業に向けては、セミナー開催や意識啓発の実施を通して、労働者の仕事と生活の調和の実現に向けた環境醸成の推進を図ります。また、優良企業表彰制度を活用してワーク・ライフ・バランスに取り組む企業を表彰し、その活動を支援する制度を検討します。

#### ② 仕事と子育ての両立のための基盤整備

共働き家庭の増加や多様化する働き方に応じて、特定教育・保育施設等の拡充やその他保育サービスの充実が求められています。こうした子育て家庭の意向を踏まえ、特に認可保育園や小規模保育施設の整備を促進します。

また、特定教育・保育施設等の拡充に加え、休日保育や認可保育園での早朝及び夕方の延長保育、病院や保育園に併設された施設での病後児保育、一時預かり事業やファミリー・サポート・センター事業等の多様な保育サービスを提供し、その充実を図ります。

## 第5章 次世代育成支援対策関連事業

本章は、次世代育成支援対策推進法に基づく主要な事業を掲載します。

次世代育成支援対策推進法に基づく次世代育成支援対策としましては、本章に掲げる事業のほか、子ども・子育て支援事業計画に定められる各事業を実施するものとします。

### 1 安心して産み育てられる環境づくり

施設を活用した産後ケアなどによる母子の健康保持・増進や小児医療体制の確保、子育て支援サービスの実施、情報提供・相談体制の確保を通して、安心して産み育てられる環境づくりを進めます。

#### (1) 母子の健康保持・増進や小児医療体制の確保

##### 【具体的な取組】

##### ① 産前学級の実施

初妊婦とそのパートナーを対象にウェルカム！ベビークラス等を実施し、妊娠・出産・育児に関する知識やサービスの周知を行うとともに、子育てする親同士の交流を促進し、子育て不安の軽減を図ります。

##### ② 産前・産後サポート事業

妊娠期から生後約6か月までの子どもを持つ家庭を対象に、産前・産後サポーターが訪問し、円滑に育児がスタートできるよう相談にのり、家庭や地域での孤立感の解消を図ります。

##### ③ 産後ケア事業

支援者が身近になく、育児不安の強い産婦を対象に、出産医療機関を退院後、心身ともに不安定になりやすい時期に、専門職（助産師等）が母体のケア、乳児ケア、育児サポートなどきめ細かい支援を行います。産後の疲れた身体を癒し支援を受けることで、母子の愛着形成の促進やゆっくり体調を整えながら育児ができる環境を整えます（宿泊型・デイケア型）。

##### ④ 各種健診事業

疾病等の早期発見・予防を図るため、妊婦・産婦健康診査や妊婦歯科健診、乳幼児健康診査、2歳6か月児歯科健診、フッ化物塗布、新生児聴覚検査費用助成などを行います。

##### ⑤ 健康教育の実施

1歳児むし歯予防ビーバー教室や歯のすこやか教室などを開催し、講話や実習を通して子どもの生活リズム、食生活、歯の健康など身近な健康に関する知識を学ぶ機会をつくります。保健師・栄養士・歯科衛生士などが地域の子育てサロンや子育て支援施設等で、子どもの健康に関する出前講座や相談に応じます。

**⑥ 各種予防接種事業**

乳幼児・児童・生徒を対象に、予防接種法で定められた予防接種を実施するとともに、子育て家庭に対して周知と相談支援を行います。

**⑦ こどもの予防接種スケジュール作成支援事業**

スマートフォン、携帯電話、パソコン等の情報端末により、予防接種のスケジュール管理ができる機能を提供し、予防接種忘れなどを未然に防ぎ、保護者の負担を軽減します。

**⑧ 休日や急病時の医療体制の整備**

小児救急医療対応として、日曜日・祝日（ゴールデンウィーク、年末年始を含む）の昼間に小児科医が急病診療所に常駐し、急病の子どもの初期診療を行います。

## (2) 子育て支援サービスの実施

### 【具体的な取組】

#### ① 幼稚園子育てすこやか広場の実施

公立幼稚園・幼稚園型認定こども園を開放し、親子・幼児同士の遊びの指導を通じて地域の幼児間・保護者間の交流を図るすこやか広場を実施します。また、保育カウンセラーを派遣し、保育相談を実施します。

#### ② 保育園園庭開放

在宅で子育て中の親子を対象に公立保育園を定期的には開放し、遊びへの参加（園庭遊び、季節の遊び、行事参加）を支援します。

#### ③ 社会福祉協議会の子育て支援事業

住民主体の活動の場として、社会福祉協議会支部が行う子育てサロンや子育て世帯間の交流・情報交換を促進する事業を、関係機関と連携を図りながら支援します。

#### ④ ほのぼのタイム事業の実施

妊婦や生後6か月までの親子が集い、情報交換や交流を深めるほのぼのタイムを市内各公民館で実施します。

### (3) 情報提供・相談体制の確保

#### 【具体的な取組】

#### ① 子育てケアプラン作成事業

子育て世帯の悩みや不安感、孤独感を軽減し、妊娠期から継続した支援を行うため、妊娠期・出産前後・子どもが1歳の誕生日前後の基本3回の時期に、子どもの成長に応じた「子育てケアプラン」を作成します。

#### ② 子育て支援チケット事業

出産前後の時期に子育てケアプランを作成した子育て家庭には、「こんにちは あかちゃんチケット（市内協賛店で利用できるバウチャー券）」を贈呈します。また、子どもが1歳の誕生日を迎える時期に子育てケアプランを作成した子育て家庭には、「ファーストアニバーサリーチケット（市内協賛店で利用できるバウチャー券）」を贈呈します。

#### ③ 育児相談等

保健師や栄養士、歯科衛生士等の専門職が妊産婦の妊娠・出産・育児等に関する相談に応じるほか、乳幼児の身体計測、発育・発達の確認を行います。妊産婦の不安や悩みの軽減を図るとともに、乳幼児の発育・発達の遅れや疾病、母子の抱えるリスク等を早期に発見・把握し、関係各課並びに関係各機関と連携しながら妊娠期から子育て期にわたる継続した支援を行います。

#### ④ 子育てポータルサイトの運営

妊娠中、子育て中の保護者にとって利用しやすく、わかりやすい子育てポータルサイトを運営し、内容や機能を充実するとともに、地域の子育て支援活動を活性化します。

#### ⑤ 子育てハンドブックの発行・配布

妊娠期から子どもが就学するまでの市の様々な子育て支援サービス等を紹介する「子育てハンドブック」の内容充実を図りつつ、定期的な発行を行います。

#### ⑥ ひとり親家庭の相談

母子・父子自立支援員がひとり親家庭の生活などの相談に応じるとともに、自立に必要な指導・助言を行います。また、未就学児のいるひとり親家庭で、父母が病気・就職活動などで一時的に生活援助を必要としている場合や生活環境の変化などで日常生活に支障が生じている場合にホームヘルパーを派遣します。

⑦ 青少年相談事業

青少年の非行防止及び健全育成を図るため、青少年の問題行動や学校、家庭などでの悩みごとについて、青少年センター相談員が相談を受け、問題解決に向けて適切な助言を行うとともに、必要に応じて専門機関の紹介などを行います。また、相談方法も従来の電話・来所相談だけでなくメール相談も行い、拡充を図ります。

⑧ 外国人相談窓口の実施

日本の文化に不慣れな外国人が生活しやすい環境づくりを推進するため、外国人相談アドバイザーによる行政情報の提供や庁舎内窓口業務のサポート、さらに子どもの学校や医療などを含めた日常生活に関する様々な相談を実施します。

## 2 幼児期の教育・保育の充実

増加する保育需要に対応し、待機児童を解消するため、認可保育所や小規模保育所の整備など、保育定員の拡充を図るとともに、子どもの発達に応じた質の高い保育を提供できるよう、保育士などの処遇改善や資質向上の取組を推進します。

### (1) 幼児教育・保育の提供

#### 【具体的な取組】

#### ① 認可保育所・小規模保育事業所の整備

待機児童の解消を図るため、認可保育所及び小規模保育事業所の整備を進めます。

#### ② 入船保育園建替等事業

入船保育園の園舎等施設は老朽化が進んでいることから、今後も施設を安全かつ機能的に利用するために、老朽化への対応及び保育環境の整備が必要となっています。また、待機児童が多く発生していることから、入船保育園園舎の老朽化に対応し、受け入れ定員の増加を図るための建替工事を実施します。

#### ③ 保育士確保事業

市内の保育士の人材確保と定着を促進するため、保育士の賃金の上乗せを行う保育士等処遇改善費補助事業、保育士の居住支援を行う私立保育所等保育士等宿舍借上げ支援事業等による補助金を、私立保育園等に対し交付します。また、保育士募集に関するPR活動を行い、市内保育所等の保育士の新規雇用を促進します。

#### ④ 浦安市就学前「保育・教育」指針の推進

公立の保育園・幼稚園・認定こども園で培ってきた保育・教育のノウハウを十分に活かしつつ、同じように質の高い保育・教育が受けられるよう、現場に“就学前「保育・教育」指針”の周知浸透を図り、保育・教育の質の向上に努めます。

また、本指針の見直しを行い、更なる質の向上と、保育・教育の内容の充実を図ります。

#### ⑤ 未就学児の保育・教育環境のあり方検討

多様化する保護者のニーズや幼児教育・保育の無償化の影響などを踏まえ、適正な規模や配置などの観点から幼稚園や認定こども園、保育所などのあり方を検討します。

## (2) 多様な保育サービスの実施

### 【具体的な取組】

#### ① 休日保育の実施

保育園に子どもを預けている保護者が日曜・休日に就労や病気などで子どもの保育ができない場合、保育園で休日保育を実施します。

#### ② 公民館主催事業の保育の実施

乳幼児を持つ保護者の学習権を保障するため、一時保育付の公民館主催事業を実施します。

#### ③ エンゼルヘルプサービスの実施

保護者が出産や病気などの際に、周りから支援が見込めない産後2か月までの子どもがいる家庭を対象に、保護者に代わって家事や育児支援を行うエンゼルヘルパーを派遣します。

#### ④ 保育サービス評価事業(第三者評価)の実施

保育園等を対象に、千葉県に登録している評価機関による第三者評価を5年に1度実施し、保育の質の向上を図ります。

#### ⑤ 託児保育者派遣事業

育児期間でも気軽に市の主催事業に参加し、学習などができるよう、子育て支援員研修の修了者などを託児保育者として登録し、市主催託児付き事業に参加する子どもを保育します。

### 3 次世代を担う子どもたちの教育、育成支援

子どもたちが生きる力を育み健やかに成長できるよう、学校教育環境づくりや放課後児童の居場所づくり、子どもの豊かな個性と想像力を伸ばす機会の充実などを通じて、次世代を担う子どもたちの教育や育成支援の充実を進めます。

#### (1) 生きる力を育む学校教育環境づくり

##### 【具体的な取組】

##### ① 学校規模適正化事業

児童・生徒のより良い教育環境の整備と教育の質の充実を目的とし、「浦安市学校規模適正化基本方針」（平成31年3月浦安市教育委員会）に基づき、大規模校における学区の変更や小規模校における統合を検討し、学校規模の適正化を推進します。

##### ② 少人数教育推進事業

少人数教育推進研修を通して、ティーム・ティーチングや少人数指導（習熟度別、単純分割）など児童・生徒の実態に合った、わかる授業・できる授業づくりを推進します。県費教員と連携し、学習活動やその他学校生活の諸活動で、個に応じたきめ細かな指導を行い、習熟度別少人数指導を推進していきます。

##### ③ ふるさとふれあい教育活動推進事業

ふるさとふれあい教育活動推進事業については、今後も成果と課題を踏まえ、修正を加えながら学校・地域・家庭が連携して進める教育活動や豊かな体験活動などをさらに充実させていきます。

##### ④ ふるさとうらやす立志塾の開催

多様な人々と協働した取組を通して、リーダーとしての資質・能力を育成するための研修をさらに充実させ、地域への愛着を深め、社会貢献への自覚を高め、地域活動への積極的な参加をしようとする態度を育成していきます。

##### ⑤ 体力向上推進事業

市立小中学校の体育指導の充実と児童・生徒の体力向上を図る取組を推進するため、研究推進校を指定します。また、各市立小中学校で策定する体力向上年間計画に基づき、保健体育科をはじめ、学校行事や部活動などを通じて、児童・生徒の運動に対する理解や体力の向上を図ります。

##### ⑥ 生命や健康、性教育についての知識の普及推進

浦安市小中連携・一貫教育カリキュラムとの整合性を図りながら、市立小中学校における生命や健康、性教育に関する保健教育を充実します。また、助産師や保健師、専門医などの活用による生命誕生や感染症予防、性被害防止に関する啓発や教育を推進するため、各市立

小中学校におけるいのちの教育講演会や学校保健委員会への助成、並びに保健所など関係機関との連携を推進します。

**⑦ いじめ問題等対策事業**

いじめ予防や防止、早期解決に向けた支援を推進するための児童・生徒や保護者を対象とした「いじめメール相談」や「いじめ110番」専用電話による相談の実施、いじめ問題について地域全体で取り組む意識を育むための周知・啓発活動を充実します。

また、「学校いじめ防止基本方針」に基づき、各学校の実情に応じたいじめのない学校づくりを推進します。

**⑧ 浦安市いちょう学級の設置**

不登校及び不登校傾向にある児童生徒を対象に、いちょう学級において学習活動・集団活動、カウンセリングなどを行い、集団適応能力や自己決定力の育成を支援します。また、学校生活及び教育全般にわたる諸問題について、電話や面接、訪問による相談を行います。訪問では必要に応じて学習支援を行います。

**⑨ 情報活用能力育成の推進**

児童生徒が、課題や目的に応じて情報や情報手段を主体的に選択し活用する力、情報の特性により表現方法を工夫するなど自らの情報活用能力を向上させようとする力、情報モラルの必要性や情報に対する責任を理解し望ましい情報社会へ参画しようとする態度を育成するために、発達の段階に応じた指導を推進します。

## (2) 放課後児童の居場所づくり

### 【具体的な取組】

#### ① 児童育成クラブの整備・充実

児童育成クラブと放課後子ども教室とを一体的に運用する「放課後うらっこクラブ事業」のうち、児童育成クラブについては、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童を対象に、放課後の生活の場を提供し、遊びなどを通じて健全な育成を図ります。

また、入会児童の増加により既存のクラブによる対応が困難である場合には、小学校の余裕教室等の活用から検討を図ります。

#### ② 放課後子ども教室の充実

児童育成クラブと放課後子ども教室とを一体的に運用する「放課後うらっこクラブ事業」のうち、放課後子ども教室については、全市立小学校区において学校施設等を利用して、児童の放課後の遊び場を確保するとともに、遊びやスポーツ等を通じた異年齢児間の交流や、地域との交流や体験を通じて、児童の健全な育成を図ります。

#### ③ 放課後うらっこクラブに係る評価事業の実施

児童育成クラブと放課後子ども教室とを一体的に運用する「放課後うらっこクラブ事業」の支援等の質の向上を図るため、クラブ事業者による自己評価及び利用者による満足度評価を実施するとともに、その評価結果に基づく事業改善を進めていきます。

#### ④ 児童センター事業

東野児童センターと高洲児童センターは、子どもが安心して過ごせる安全な居場所であり、様々な遊びや活動を通して心身ともに健やかに成長することを目的に各種事業を行います。また、子育てを楽しむ環境をつくり、家庭、学校、地域との連携を密にして地域に親しまれる児童センターを目指していきます。

#### ⑤ 青少年館・青少年交流施設事業

小学生から22歳以下の青少年が、自由に集い自主的に活動できる施設として「青少年館」の活用を図るとともに、中高校生向けの事業の充実を図ります。また、青少年の社会参加への意欲を創出するため、青少年交流施設（新浦安カルチャープラザ）において芸術・音楽・文化などの各種体験教室等を実施するとともに、青少年の自主的活動への積極的な支援を図ります。

### (3) 子どもの豊かな個性と想像力を伸ばす機会の充実

#### 【具体的な取組】

#### ① ふれあい体験「赤ちゃんとおそぼう」事業

小学3年生から中学・高校生世代までを対象とし、講義や赤ちゃんとのふれあいを体験します。赤ちゃんや子育てに関する正しい知識を得て、命の大切さや成長していくことの素晴らしさを知ることが目的に事業を実施します。

#### ② ブックスタート事業

子どもの成長段階に合わせ、子どもと本をつなげるため、絵本の配布及び「ブックスタート絵本講座」を実施します。

#### ③ 子育て家庭向け図書館事業

図書館及び各分館において、乳幼児と保護者を対象とした各種事業を実施し、子どもと保護者が本に親しむ機会を提供します。

#### ④ うらやすこどもクエストの実施

市内在住の小学4年生～6年生を対象に、市内の大学等と連携しながら、その専門性を活かして、子どもたちの「なぜ？」という探究心に可能な限り応え、未来の浦安を担う子どもたちを育成することを目的に開催します。

#### ⑤ こどもの広場事業

こどもの広場において、幼児、児童を対象とし、「水・土・木・火」をコンセプトに、子どもたちが自由に伸び伸びと遊びながら、様々な体験や交流を通して、創造性や自主性を育むための事業の充実を図ります。

#### ⑥ 子育て家庭向け郷土博物館事業

郷土博物館において、幼児、児童、生徒を対象とした体験を通じて向学心を育むための様々な事業の充実を図ります。

#### ⑦ 子育て家庭向け公民館事業

各公民館において、乳幼児親子・子どもを対象とした事業を企画・実施し、各種教室や交流事業を実施します。

**⑧ 家庭・地域教育力を高める公民館事業**

各公民館において、家庭教育学級や子育てをテーマとした講座の開催、子育てサークル同士の交流活動を推進します。また、地域住民や企業、NPO等と連携しながら、青少年の健全育成に向けた地域活動を推進します。

**⑨ 青少年リーダーの育成**

小学校4年生から中学校3年生を対象に、コミュニケーション能力や客観的視野の育成など、リーダーに必要な3つのソウゾウリョク（創造力・想像力・相奏力）を養うことを目的とした研修を行います。

**⑩ 青少年交流活動センター（うら・らめーる）事業**

宿泊型の青少年教育施設「うら・らめーる」において、青少年の交流活動や団体生活を通じて青少年の健全な育成を図るとともに、文化・芸術などの講座を実施します。

**⑪ 地域での青少年健全育成活動の推進**

青少年相談員連絡協議会、青少年健全育成連絡会、子ども会育成連絡協議会等の活動を通じて、地域に根ざした青少年の健全育成活動を推進していきます。

**⑫ （仮称）こども図書館整備事業**

子どもの豊かな感性や想像力を培うために必要な読書活動を推進していく拠点となる「子ども図書館」を整備します。

## 4 すべての家庭が安心とゆとりを持てる子育て支援

特別な配慮が必要な子どもへの支援、児童虐待防止対策、子育て家庭への経済的支援を行い、すべての家庭が安心とゆとりを持てる子育て支援を進めます。

### (1) 特別な支援が必要な子どもへの対応

#### 【具体的な取組】

#### ① 障がい者福祉推進事業

支援を必要とする子どもが乳幼児期から成人期までのライフステージにおいて、一貫した支援を継続的に受けられるよう、サポートファイルの配布と周知をします。また、障がいのある人への理解を深めるために、講演会の開催や地域への啓発活動を実施します。

#### ② こども発達センター事業

心身の発達に遅れや気がある子どもとその保護者を支援するため、発達段階に応じてグループや個別での専門的な相談・療育、保育所等訪問支援事業等を行います。また、園等の地域機関への助言、園内研修、講師派遣や情報交換等を行い、地域機関の障がい理解を深め、子どもが地域で生活しやすくなる基盤づくりを行います。

#### ③ 保育園、幼稚園、認定こども園、児童育成クラブの利用支援

保育園、幼稚園、認定こども園、児童育成クラブの利用支援において、一人ひとりの子どもの発達過程や障がいの状態に応じた支援の充実を図ります。

#### ④ まなびサポート推進事業

特別な教育的支援が必要な幼児、児童、生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導や支援が行われるよう、医師を含むまなびサポートチームの職員による訪問や相談活動を行い、就学相談と学校支援を充実させます。また、関係機関と連携を図りながら園・学校における支援内容の引き継ぎを円滑に行うとともに、個別の教育支援計画、指導計画の作成及び活用の充実を図り、継続した支援を推進します。

#### ⑤ 特別支援教育の推進

「共生社会」の形成に向け、インクルーシブ教育システム構築の理念のもと特別支援学級、通級指導教室、通常の学級などにおいて連続する多様な学びの場としての環境整備を行い、特別な教育的支援を必要とする子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じたきめ細かな教育や指導の実現を図ります。また、特別支援学級の教科学習の充実、関係機関と連携した園・校内体制づくり、担任と補助教員・支援員の連携などにより、特別支援教育についての理解を深め、指導力向上に向けた教員研修の充実を図ります。

**⑥ 福祉用教材及び学校設備の充実**

特別な教育的支援を必要とする子ども一人ひとりの適切な合理的配慮の提供ができるようインクルーシブ教育システム構築の理念のもと一人ひとりの教育的ニーズに応じた設備・教材・教具の充実に向けた基礎的環境整備を行います。特別支援学級や通級指導教室、また学習支援室の効果的な活用を促進し、多様な学びの場の充実に努めます。

**⑦ 青少年サポート事業**

青少年発達サポートセンターにおいて、発達障がいまたはその疑いのある青少年が日常生活または社会生活を円滑に営むことができるように相談及び支援を行うとともに、当該青少年への支援の質の向上を促進します。

**⑧ 浦安市学校等における巡回訪問看護事業**

市立小・中学校、保育園、幼稚園、認定こども園及び児童育成クラブにおける巡回訪問看護事業として、巡回訪問看護を必要とする子どもの支援をします。

**⑨ 日本語指導員の派遣**

外国籍や帰国子女など、日本語指導を必要とする子どもたちの受け入れ体制や日本語指導員によるサポート体制の充実に努めます。

**⑩ 外国につながる幼児への支援**

保育園、幼稚園、認定こども園等において、日本語による意思疎通を図りにくい幼児を受け入れた場合には、一人ひとりの実態を把握し、指導内容の工夫を行うとともに、全教職員で共通理解を深め、園児や保護者とかかわる体制を整えます。

**⑪ 生活困窮世帯学習支援事業**

生活困窮世帯における子どもの学習をはじめ、児童・生徒の社会的な居場所づくり、進学に関する相談など、子ども及びその保護者に必要な支援を実施します。

**⑫ 青少年自立支援未来塾**

地域住民の協力を得て、学習の遅れがちな中学生に対して学習習慣の確立や基礎的・基本的な学力を身に付けさせるなど、確かな学力の向上を図ります。

## (2) 児童虐待防止対策

### 【具体的な取組】

#### ① DV被害者に対する啓発

女性が抱える様々な問題について相談者が自ら解決できるよう、専門家による相談を実施します。また、DVについて情報提供や啓発を行うため、「DV啓発リーフレット」「DV相談支援カード」「デートDV相談支援カード」「DV被害者ガイドブック」を作成し、各施設や相談者に配布しています。

#### ② 児童虐待を早期発見するための啓発活動

児童虐待を受けた可能性がある子どもを発見した場合などの相談受付となる子ども虐待ホットラインの周知を図るとともに、関係機関向けに児童虐待に関する研修会などを行い、児童虐待の防止や早期発見に努めます。また、子ども自身の児童虐待への気づきを促すため、児童福祉週間の時期に合わせ、新小・中学校1年生にリーフレットを配付します。

#### ③ 家庭児童相談

地域で安心して子育てができる環境づくりや児童虐待防止の強化を図るため、家庭相談員が子どもと家庭に関する様々な相談に総合的に対応します。

#### ④ 要保護児童対策地域協議会

要保護児童対策の充実のため、関係する機関の代表者会議、実務者会議を通じて円滑な情報交換を行い、個別の支援ケースに関してより細やかな支援を行います。

### (3) 子育て家庭への経済的支援

#### 【具体的な取組】

#### ① 子育て家庭への経済的支援の実施

子育てに係る経済的な負担を軽減するため、中学校修了までの子どもを養育している保護者に児童手当を支給します。また、中学校3年生までの子どもが病院などで保険診療を受けた場合、保護者が負担した医療費を助成します。

#### ② 多子世帯の保育料等の軽減支援事業

第1子から第3子までの出産期間が、6年を超えるケースが多くなっているため、市の単独補助として、従来の補助対象年齢を引き上げ、多子世帯の保育料等の軽減支援を行います。

#### ③ 奨学支援金支給制度

高等学校または、大学等に入学または在学する者で、学業成績が優秀で学習意欲があり、経済的な理由により修学することが困難な学生に対し、奨学支援金の給付をすることで、教育機会均等を図ります。

#### ④ 学校給食費の無償化

保護者の教育費の負担を軽減するため、学校給食費の無償化に向け取り組みます。

#### ⑤ ひとり親家庭就労支援

ひとり親家庭の自立促進のため、パソコン教室や就労支援講座を開催するとともに、ハローワークなどの関係機関と連携を取りながら、個別に自立支援プログラムを策定します。また、ひとり親家庭の就業をより効果的に促進するため、教育訓練講座や高等技能訓練の受講者に給付金を支給します。

#### ⑥ ひとり親家庭への経済的支援

ひとり親家庭の経済的な負担を軽減するため、18歳未満の子ども及びその親が病院などで保険診療を受けた場合、負担すべき医療費を一部助成します。また、賃貸住宅に暮らすひとり親家庭に住宅手当を支給します。

## 5 地域で子どもを見守り大切にすまちづくり

子どもの安全を見守る環境づくり、子育て家庭を応援するまちづくり、ワーク・ライフ・バランスを推進する地域づくりにより、地域で子どもを見守り大切にすまちづくりを推進します。

### (1) 子どもの安全を見守る環境づくり

#### 【具体的な取組】

#### ① 地域防犯ネットワークの充実

地域における子どもの安全を確保するため、登下校時間帯を中心に小・中学校の通学路などの市内巡回パトロールを行うとともに、自治会やPTAをはじめとする地域の自主防犯活動団体や学生防犯委員会V5、防犯ボランティアなどが行う防犯活動を支援します。また、防犯協会や警察署と連携しながら、防犯キャンペーンや防犯講演会を実施し、市民の防犯意識の高揚を図ります。さらに、事業者の協力のもと、防犯かけこみ110番の店や事業者パトロール隊による見守りを強化するなど、地域防犯ネットワークを充実します。

#### ② 移動防犯活動事業

高洲移動防犯ステーションを活動拠点として、安全指導員（警察官OB）を中心に、小学校や幼稚園、保育園、公園、公民館など様々な場所で防犯教室・防犯訓練・啓発活動などを実施します。

#### ③ 学校等防犯対策

警察と連携しながら実践的・効果的な防犯訓練や防犯教室を実施し、教職員の危機管理意識の向上と子どもの防犯教育の充実を図ります。また、市立全小学校への昼間帯における警備員配置など防犯体制を強化するとともに、学校の防犯設備などを充実します。

#### ④ 交通事故防止対策

市立小・中学校や、幼稚園・保育園・認定こども園において、警察と連携しながら交通安全教室や自転車交通安全教室を定期的かつ継続的に開催し、交通安全教育の充実を図るとともに、親子を対象にした自転車交通安全教室も実施します。また、通学路の安全点検を行い、特に配慮を要する交差点に交通整理員を配置するなど、交通事故防止対策を推進します。

#### ⑤ 薬物乱用防止等対策

児童・生徒が薬物使用及び喫煙による健康被害を学び、正しい行動が判断できる能力を育成するため、市立小中学校において学校薬剤師や警察などの専門家と連携した薬物乱用防止教室を計画的に実施します。

**⑥ 子ども向け消費生活学習の推進**

自分や家族などの買物といった身近な消費行動を参考にして、生活に必要な物資の購入や適切なサービスの選択ができるようになったり、インターネット利用時にゲームなどによる高額請求や詐欺などのトラブルにあわないよう、消費生活に関する講座の実施や啓発リーフレットを配布します。

**⑦ 青少年補導員活動・地域パトロールの実施**

児童・生徒の非行の未然防止と健全育成の促進のため、青少年補導員が警察や関係機関と連携してパトロールによる街頭補導を行います。また、未成年に対して酒・たばこ・有害図書などを販売しないよう、販売業者に対して年齢確認の徹底や有害図書などの適正陳列に関する協力依頼などを行います。さらに、広く市民に理解と協力を呼びかけるため、広報誌の発行やキャンペーンなどを行います。

**⑧ 子育て世帯に向けた平常時からの防災対策の広報、啓発**

災害時に、子育て世帯が自分たちの身の安全を守るために取り組む「自助」活動として、家庭での備蓄や非常持出品、その他防災対策について、市ホームページ、広報誌等の情報媒体や各種イベント等を活用して、平常時からの防災に対する啓発、意識づけを行います。

## (2) 子育て家庭を応援するまちづくり

### 【具体的な取組】

#### ① 子育て支援員研修の実施

市内在住または在勤の方を対象に、子育て支援員として十分な知識と技術を習得するための研修を実施し、地域における子育て支援の実践につなげていきます。

#### ② 地域子育て応援団事業

地域において子育てを支援する団体が、公民館・児童センター・自治会集会所等で行う子育てサロン活動等を支援します。

#### ③ あかちゃんほっとすてーしょん整備事業

乳幼児を持つ親が安心して外出を楽しめる環境づくりを推進するため、授乳、おむつ替えができる設備「あかちゃんほっとすてーしょん」を新規の公共施設に設置します。

#### ④ 子育て支援パスポート事業

市内協賛店舗で割引や付加サービスなどの特典を受けることができる子育て支援パスポート事業を引き続き実施するとともに、協賛店舗の募集を図り、利用範囲の拡大に努めます。また、5年間継続して協賛している店舗を「子育て応援事業所」として表彰します。

#### ⑤ 子育てを応援するイベント等の支援

子育てに関する情報収集や情報交換、地域を超えた交流が行える場の提供を目的とする子育てを応援するイベント等を支援します。

#### ⑥ 外出環境の整備事業

身近な公園の充実、歩道のバリアフリー化等を通じて、子どもたちや子育て世帯が安心して気軽に外出できるように外出環境を整備します。

### (3) ワーク・ライフ・バランスを推進する地域づくり

#### 【具体的な取組】

#### ① 企業への男女の平等な待遇等の意識啓発の推進

職場における男女格差や不平等な慣行を解消するため、セミナーの開催やパンフレットの配布など男女の平等な待遇の意識啓発を行います。

#### ② 仕事と育児・介護の両立に関する意識啓発の推進

仕事と育児・介護などの家庭生活の両立に向けて、仕事と家庭生活の両立に関する講座の開催や育児・介護休業制度に関するパンフレット配布など情報提供や啓発を行います。

#### ③ 女性の職業能力の開発と様々な働き方への支援

女性の職業能力を開発し、新しい働き方に対する選択肢を増やすため、女性の再就職支援講座、労働相談、再就職に関する情報提供や相談などを実施します。またパートタイム、派遣労働、SOHO、フリーランスなど様々な働き方に対する支援や労働に関する法制度の普及・啓発を行います。

#### ④ ワーク・ライフ・バランス優良企業表彰制度の実施

他の模範となる企業や商店を表彰する優良企業表彰制度を活用して、ワーク・ライフ・バランスに関する取組を行う企業の表彰を行います。

#### ⑤ ワーク・ライフ・バランス推進企業への資金融資

男女がともに働きやすい職場環境実現のため、ワーク・ライフ・バランスに関する設備の導入などに要する資金や既にワーク・ライフ・バランス推進の取組を行っている事業者の運転に要する資金をあっせんします。

◆次世代育成支援対策関連事業一覧

基本施策	No.	事業名	担当課
1-(1)母子の健康保持・増進や小児医療体制の確保	①	産前学級の実施	母子保健課
	②	産前・産後サポート事業	母子保健課
	③	産後ケア事業	母子保健課
	④	各種健診事業	母子保健課
	⑤	健康教育の実施	母子保健課
	⑥	各種予防接種事業	母子保健課
	⑦	こどもの予防接種スケジュール作成支援事業	母子保健課
	⑧	休日や急病時の医療体制の整備	健康増進課
1-(2)子育て支援サービスの実施	①	幼稚園子育てすこやか広場の実施	保育幼稚園課
	②	保育園園開放	保育幼稚園課
	③	社会福祉協議会の子育て支援事業	社会福祉課
	④	ほのほのタイム事業の実施	こども課
1-(3)情報提供・相談体制の確保	①	子育てケアプラン作成事業	母子保健課
	②	子育て支援チケット事業	母子保健課
	③	育児相談等	母子保健課
	④	子育てポータルサイトの運営	こども課
	⑤	子育てハンドブックの発行・配布	こども課
	⑥	ひとり親家庭の相談	こども家庭支援センター
	⑦	青少年相談事業	青少年センター
2-(1)幼児教育・保育の提供	⑧	外国人相談窓口の実施	地域振興課
	①	認可保育所・小規模保育事業所の整備	保育幼稚園課
	②	入船保育園建替等事業	保育幼稚園課
	③	保育士確保事業	保育幼稚園課
	④	浦安市就学前「保育・教育」指針の推進	保育幼稚園課
2-(2)多様な保育サービスの実施	⑤	未就学児の保育・教育環境のあり方検討	保育幼稚園課
	①	休日保育の実施	保育幼稚園課
	②	公民館主催事業の保育の実施	各公民館
	③	エンゼルヘルプサービスの実施	こども家庭支援センター
	④	保育サービス評価事業(第三者評価)の実施	保育幼稚園課
3-(1)生きる力を育む学校教育環境づくり	⑤	託児保育者派遣事業	こども課
	①	学校規模適正化事業	教育政策課
	②	少人数教育推進事業	指導課・学務課
	③	ふるさとふれあい教育活動推進事業	指導課
	④	ふるさとوراやす立志塾の開催	指導課
	⑤	体力向上推進事業	保健体育安全課
	⑥	生命や健康、性教育についての知識の普及推進	保健体育安全課
	⑦	いじめ問題等対策事業	指導課
	⑧	浦安市いちょう学級の設置	指導課
3-(2)放課後児童の居場所づくり	⑨	情報活用能力育成の推進	指導課
	①	児童育成クラブの整備・充実	青少年課
	②	放課後子ども教室の充実	青少年課
	③	放課後うらっこクラブに係る評価事業の実施	青少年課
	④	児童センター事業	児童センター
3-(3)子どもの豊かな個性と想像力を伸ばす機会の充実	⑤	青少年館・青少年交流施設事業	青少年課
	①	ふれあい体験「赤ちゃんとあそぼう」事業	児童センター(東野)
	②	ブックスタート事業	中央図書館
	③	子育て家庭向け図書館事業	中央図書館
	④	うらやすこどもクエストの実施	高洲公民館
	⑤	こどもの広場事業	青少年課
	⑥	子育て家庭向け郷土博物館事業	郷土博物館
	⑦	子育て家庭向け公民館事業	各公民館
	⑧	家庭・地域教育力を高める公民館事業	各公民館
	⑨	青少年リーダーの育成	青少年課
	⑩	青少年交流活動センター(うら・らめーる)事業	青少年課
4-(1)特別な支援が必要な子どもへの対応	⑪	地域での青少年健全育成活動の推進	青少年課
	⑫	(仮称)こども図書館整備事業	生涯学習課
	①	障がい者福祉推進事業	障がい事業課
	②	こども発達センター事業	こども発達センター
	③	保育園、幼稚園、認定こども園、児童育成クラブの利用支援	保育幼稚園課・青少年課
	④	まなびサポート推進事業	教育研究センター
	⑤	特別支援教育の推進	教育研究センター
	⑥	福祉用教材及び学校設備の充実	教育研究センター
	⑦	青少年サポート事業	障がい事業課
	⑧	浦安市学校等における巡回訪問看護事業	教育研究センター・保育幼稚園課・青少年課
	⑨	日本語指導員の派遣	指導課
	⑩	外国につながる幼児への支援	保育幼稚園課
4-(2)児童虐待防止対策	⑪	生活困窮世帯学習支援事業	社会福祉課
	⑫	青少年自立支援未来塾	生涯学習課
	①	DV被害者に対する啓発	男女共同参画センター・こども家庭支援センター
	②	児童虐待を早期発見するための啓発活動	こども家庭支援センター
4-(3)子育て家庭への経済的支援	③	家庭児童相談	こども家庭支援センター
	④	要保護児童対策地域協議会	こども家庭支援センター
	①	子育て家庭への経済的支援の実施	こども課
	②	多子世帯の保育料等の軽減支援事業	保育幼稚園課
	③	奨学支援金支給制度	教育総務課
5-(1)子どもの安全を見守る環境づくり	④	学校給食費の無償化	保健体育安全課
	⑤	ひとり親家庭就労支援	こども家庭支援センター
	⑥	ひとり親家庭への経済的支援	こども課
	①	地域防犯ネットワークの充実	市民安全課
	②	移動防犯活動事業	市民安全課
	③	学校等防犯対策	保健体育安全課・市民安全課
	④	交通事故防止対策	保健体育安全課・市民安全課
	⑤	薬物乱用防止等対策	保健体育安全課
5-(2)子育て家庭を応援するまちづくり	⑥	子ども向け消費生活学習の推進	消費生活センター
	⑦	青少年補導員活動・地域パトロールの実施	青少年センター
	⑧	子育て世帯に向けた平常時からの防災対策の広報、啓発	危機管理課
	①	子育て支援員研修の実施	こども課
	②	地域子育て応援団事業	こども課
	③	あかちゃんほっとすてーしょん整備事業	こども課
	④	子育て支援バスポート事業	こども課
	⑤	子育てを応援するイベント等の支援	こども課
5-(3)ワーク・ライフ・バランスを推進する地域づくり	⑥	外出環境の整備事業	みどり公園課・道路整備課
	①	企業への男女の平等な待遇等の意識啓発の推進	商工観光課
	②	仕事と育児・介護の両立に関する意識啓発の推進	男女共同参画センター・商工観光課
	③	女性の職業能力の開発と様々な働き方への支援	商工観光課
	④	ワーク・ライフ・バランス優良企業表彰制度の実施	商工観光課
⑤	ワーク・ライフ・バランス推進企業への資金融資	商工観光課	

## 資料編

## 1 第2期浦安市子ども・子育て支援総合計画検討経緯

## 平成30年度

月	検討機関	議事概要
7月13日	第1回浦安市子ども子育て会議	1) 浦安市子ども・子育て支援総合計画の平成29年度実績と評価について 2) 次期浦安市子ども・子育て支援総合計画策定に伴う基礎調査のスケジュールについて
10月1日	浦安市子ども・子育て支援総合計画に関する基礎調査の実施	
10月26日	第2回浦安市子ども子育て会議	1) 浦安市子ども・子育て支援総合計画策定全般について 2) 浦安市子ども・子育て支援総合計画策定に伴う基礎調査の実施について
3月25日	第3回浦安市子ども子育て会議	1) 基礎調査の報告について 2) 子ども・子育て支援総合計画の構成(案)について

## 令和元年度

月	検討機関	議事概要
6月25日	第1回浦安市子ども子育て会議	1) 基礎調査結果からの課題について 2) 第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方について
7月29日	第2回浦安市子ども子育て会議	1) 浦安市子ども・子育て会議について 2) 浦安市子ども・子育て支援総合計画について 3) 子ども・子育て支援総合計画の平成30年度の実績について
10月8日	第1回浦安市子ども子育て支援総合計画策定等検討会	1) 浦安市子ども・子育て支援総合計画について 2) 浦安市子ども・子育て支援総合計画骨子案(案)について

10月29日	第3回浦安市子ども子育て会議	1) 浦安市子ども・子育て支援総合計画骨子案について
11月14日	第2回浦安市子ども子育て支援総合計画策定等検討会	1) 浦安市子ども・子育て支援総合計画骨子案について
12月18日	第4回浦安市子ども子育て会議	1) 第2期浦安市子ども・子育て支援総合計画素案について
1月15日 ～2月14日	意見提出手続の実施	
2月20日	第3回浦安市子ども子育て支援総合計画策定等検討会	1) 第2期浦安市子ども・子育て支援総合計画素案について

## 2 浦安市子ども・子育て会議条例

### ○浦安市子ども・子育て会議条例（平成 25 年条例第 5 号）

（設置）

第 1 条 本市に、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 77 条第 1 項の規定により、浦安市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。

（組織）

第 2 条 会議は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 市民
- (2) 学識経験者
- (3) 関係団体の代表者
- (4) 事業者の代表者

（任期）

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は、妨げない。

（会長及び副会長）

第 4 条 会議に会長及び副会長各 1 人を置き、第 2 条第 2 項第 2 号の委員のうちから、委員の選挙により定める。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第 5 条 会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（参考意見等の聴取等）

第 6 条 会議は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、参考意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者に対し、資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第 7 条 会議の庶務は、健康こども部において処理する。

（委任）

第 8 条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年条例第 27 号一部改正)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

### 3 浦安市子ども・子育て会議委員名簿

(令和元年7月1日現在)

会長◎ 副会長○

区 分	氏 名	備 考
学識経験者	◎大日向雅美	恵泉女学園大学学長
学識経験者	○吉田正幸	保育システム研究所代表
学識経験者	佐藤まゆみ	淑徳大学短期大学部准教授
市民	武田めぐ	公募
市民	池島可奈子	公募
市民	辻野江里子	公募
関係団体の代表者	加納千恵子	入船南認定こども園園長
関係団体の代表者	大島智保子	しおかぜ保育園園長
関係団体の代表者	清水頼子	浦安市障がい者福祉センター生活介護事業 所長
関係団体の代表者	西塚暢子	お助けねっと こんぺいとう代表
関係団体の代表者	岡本光正	浦安市社会福祉協議会常務理事
関係団体の代表者	吉田恵美子	浦安市小中学校校長会 浦安市立日の出小学校校長
関係団体の代表者	菅野豪晃	浦安市立小中学校 PTA 連絡協議会副会長
関係団体の代表者	清水ゆり子	浦安市子育てケアマネジャー
事業者の代表者	早野裕美	スターツホテル開発 (株)

## 4 浦安市子ども・子育て支援総合計画策定等検討会設置要綱

(設置)

**第1条** 浦安市の子ども・子育て支援総合計画の策定等のため、浦安市子ども・子育て支援総合計画策定等検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(所掌事務)

**第2条** 検討会は、次に掲げる事項について、検討する。

- (1) 子ども・子育て支援総合計画の策定に関すること。
- (2) その他市長が特に必要と認めたこと。

(組織)

**第3条** 検討会は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。

- 2 前項の委員の任期は、令和2年3月31日までとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、延長することができる。

(会長及び副会長)

**第4条** 検討会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長は健康こども部長の職にある者を、副会長は健康こども部次長の職にある者をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理し、検討会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

**第5条** 会長は、検討会を招集し、その議長となる。

(庶務)

**第6条** 検討会の庶務は、健康こども部こども課において処理する。

(委任)

**第7条** この要綱に定めるもののほか、子ども・子育て支援総合計画の策定等に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## 別表（第3条第1項）

1	健康こども部長
2	総務部次長
3	企画部次長
4	財務部次長
5	市民経済部次長
6	福祉部次長
7	健康こども部次長
8	環境部次長
9	都市政策部次長
10	都市整備部次長
11	教育総務部次長
12	生涯学習部次長

備考 次長が2人以上置かれる部にあつては、当該部の庶務を担当する課を担当する次長とする。

## 5 用語説明

### 【あ行】

- 育児休業（制度）  
育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の規定により、子を養育する労働者が育児のために退職することなく、一定期間休業することができる制度。
- インクルーシブ教育  
子どもたち一人ひとりが多様であることを前提に、障がいの有無にかかわらず、誰もが望めば自分に合った配慮を受けながら、地域の通常学級で学べることを目指す教育理念と実践プロセス

### 【か行】

- 核家族  
夫婦のみ、夫婦と未婚の子のみ、ひとり親と未婚の子のみの家族。
- 合計特殊出生率  
15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの。
- 子育て支援センター  
認可保育園や公共施設など身近な場所で、育児不安などについての相談・指導、子育て支援に関する情報の提供などを実施し、子育てを支援する施設。
- 子育て世代包括支援センター  
妊娠期から子育て期にわたり、地域の関係機関が連携して切れ目ない支援を実施できるよう、必要な情報を共有し、自ら支援を行い、または関係機関のコーディネートを行う施設。
- 子ども家庭総合支援拠点  
子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整、その他の必要な支援を行うための拠点。

### 【さ行】

- 産前・産後サポーター  
地域で子育て家族サポートをしている。産前または産後の体調不良等のため、家事、育児を行うことが困難な妊産婦に、家事等の援助を行う。
- 児童虐待  
保護者（親または親に代わる養育者）によってその子どもに加えられた行為で、ネグレクト（食事を与えない、家に置き去りにするなどの養育の放棄または怠慢）、身体的虐待、心理的虐待（著しい暴言、無視など）、性的虐待に分類され、児童虐待の防止等に関する法律で禁止されている。

- 小規模保育施設

0-2歳児を対象とした、定員が6人以上19人以下の少人数で行う保育施設。

- SOHO

自宅や小さな事務所を拠点に、個人あるいは少人数で運営される小規模な事業（者）。また、そのような働き方や、そのような事業者向けの小さな格安の賃貸オフィス物件。

## 【た行】

- つどいの広場

主に乳幼児(0~3歳)をもつ親とその子どもが気軽に集い、うち解けた雰囲気の中で語り合い、交流を図ることや、ボランティアを活用しての育児相談などを行う場。

- DV（ドメスティック・バイオレンス）

「配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力」をいい、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律等によって規制されている。

- ティーム・ティーチング

数名の教師がチームを作り、複数学級の生徒を弾力的にグループ分けしながら行う授業の形態。または、学級担当の教師が進める授業に、その教師とチームを組む他の教師が入り、生徒の習熟度などに合わせて担当教師を助力しつつ行う授業の形態。

- 特定教育・保育施設

市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」。施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。

- 特定地域型保育事業

市町村長が地域型保育給付費の支給対象事業を行う者として確認する事業者が行う「地域型保育事業」。

## 【な行】

- 認可保育所

保育を実施するために児童福祉法に基づき市区町村が設置を届け出た、または社会福祉法人などが都道府県知事の認可を受けて設置した児童福祉施設。

- 認定こども園

児童福祉法に基づき、施設の広さ、保育士などの職員数、給食設備、防災管理、衛生管理などの設置基準を満たし、都道府県知事によって認可された施設。

## 【は行】

- 保育カウンセラー  
カウンセリングの理論と技術を活かし、保育の質の向上を図るとともに、子どもにかかわるすべての人たちが円滑な関係を築けるよう援助する専門家。
- 保育ママ制度  
保護者が就労しているなど、ご家庭での養育が困難なお子さんを、家庭的保育者（保育ママ）の自宅で、家庭的な雰囲気の中で預かる制度。
- 母子・父子自立支援員  
母子家庭や父子家庭などのひとり親家庭を対象に、社会生活における様々な相談に応じ、その自立に必要なアドバイスや情報提供等を行う者。
- 母子保健推進員  
安心して妊娠・出産・育児ができるよう、保健所や市町村の母子保健事業に積極的に協力し、保健所や市町村が行う各種サービスを妊婦や赤ちゃんを持つ母親などの対象者に紹介するなど、行政とのパイプ役を担う者。

## 【や行】

- 要保護児童対策地域協議会  
福祉・教育・保健・医療・警察などの関係機関が連携を図り、児童虐待等の対応において適切な支援を図るために必要な情報交換を行うとともに、支援内容について協議する。

## 【ら行】

- 利用者支援事業（基本・特定・母子保健）  
子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行う事業。



**第2期浦安市子ども・子育て支援総合計画**

発行 令和2年3月

企画・編集 浦安市 健康こども部 こども課

〒279-8501 千葉県浦安市猫実一丁目1番1号

電話：047-351-1111(代) FAX：043-304-1505



